

令和3年第4回定例会

# 麻績村議会会議録

令和3年 12月3日 開会

令和3年 12月10日 閉会

麻績村議会

令和三年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和三年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

## 令和3年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情・要請等の委員会付託	8
○承認第1号、議案第1号～議案第7号の一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	12

### 第 2 号 (12月7日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

飯 森 茂 孝 君	1 5
塚 原 利 彦 君	3 0
宮 下 朗 君	4 5
茂 木 泰 男 君	5 2
飯 森 寛 志 君	5 7
宮 川 秀 俊 君	6 6
清 水 清 君	8 0
○散会の宣告	9 0

### 第 3 号 (12月10日)

○議事日程	9 1
○出席議員	9 1
○欠席議員	9 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
○事務局職員出席者	9 2
○開議の宣告	9 3
○議事日程の説明	9 3
○承認第1号の質疑、討論、採決	9 3
○議案第1号の質疑、討論、採決	9 4
○議案第2号の質疑、討論、採決	9 4
○議案第3号の質疑、討論、採決	9 5
○議案第4号の質疑、討論、採決	9 5
○議案第5号の質疑、討論、採決	9 6
○議案第6号の質疑、討論、採決	9 7
○議案第7号の質疑、討論、採決	9 7
○議案第8号並びに諮問第1号の一括上程、提案理由の説明	9 8
○議案第8号の質疑、討論、採決	9 9
○諮問第1号の質疑、討論、採決	1 0 0
○委員長報告	1 0 0
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	1 0 1

○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会） .....	1 0 2
○村長挨拶 .....	1 0 2
○閉会の宣告 .....	1 0 3
○署名議員 .....	1 0 5

○ 招 集 告 示

麻績村告示第43号

令和3年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和3年12月3日（金） 午前 9時00分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君  
3番 宮 下 朗 君  
5番 飯 森 寛 志 君  
7番 清 水 清 君

2番 塚 原 利 彦 君  
4番 茂 木 泰 男 君  
6番 宮 川 秀 俊 君  
8番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和3年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和3年12月3日（金）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情・要請等の委員会付託について

日程第 6 承認第1号、議案第1号から議案第7号まで一括上程

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度麻績村一般会計補正予算（第6号））

議案第 1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 麻績村移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第7号）

議案第 5号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 6号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 7号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

---

出席議員（7名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 宮下朗君

4番 茂木泰男君

5番 飯森寛志君

6番 宮川秀俊君

8番 峯村賢治君

欠席議員（1名）

7番 清水 清 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長	高野 忠房 君	教 育 長	飯 森 力 君
村づくり推進課長	塚原 敏樹 君	総務課長	宮下 利秀 君
振興課長	森山 正一 君	住民課長	塚原 貴志 君
観光課長	青木 秀典 君	教育次長	塚原 優仁 君
代表監査委員	飯 森 雄三 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井 太津男 書 記 堀内 勝

開会 午前 9時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいま、出席議員7名です。定足数に達していますので、令和3年第4回麻績村議会12月定例会第1日目を開会いたします。

なお、7番、清水議員より、本日、本会議の欠席届が出されております。

会議を開く前に申し上げます。感染拡大予防対策といたしまして、本定例会において、議場でのマスクの着用、手洗いと消毒液による除菌、議場内での換気の徹底と加湿、適切な距離を保つための傍聴席の制限等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係より、撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

---

### ◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、今期定例会の開会中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定していますので、報告いたします。

事務局長より、議案配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番、宮下朗議員、4番、茂木泰男議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月9日開催の議会運営委員会において、本日3日から10日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を12月3日から10日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から10日までの8日間と決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、1月早々に1都3県にコロナ緊急事態宣言が発出され、多くの行事が縮小、中止となるなど、昨年に続いて新型コロナに翻弄された1年となりました。最近では感染者数が減少し、落ち着きは見せているものの、新たなオミクロン株の感染状況、また、今後のブースター接種の進展状況等によっては第6波襲来もあると言われており、人々が安心して元の生活に戻れるのはしばらく先になりそうです。

次に、コロナ禍の中で再開された東京オリンピックは、1年遅れの開催となりましたが、世界205か国から約1万1,000人が参加、33競技339種目が行われ、日本選手の活躍ぶりに心躍らされました。東京パラリンピックも世界162か国から約4,400人が参加、感動の場面を見ることができました。

次に、異常気象による自然災害が全国各地で発生しました。7月には熱海で大規模な土石流が発生、土石流災害の恐ろしさを改めて知らされました。犠牲になられた方へのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方へのお見舞いを申し上げ、早期復旧を願うものであります。

また、世界においては、中国の海洋進出、北朝鮮の軍事緊張、米中関係の悪化など、世界に大きな影響を及ぼす出来事がありました。一方、メジャーで大谷翔平選手が二刀流で大活躍、満票でMVP獲得、また、棋士藤井聡太三冠が最年少四冠となるなど、うれしい出来事もありました。

こうした中、麻績村では、新型コロナに関しましては、ワクチン接種をはじめ、影響を受けた方々に対する各種の支援策を最優先で進めてまいりましたが、関係皆様のご協力により、独自事業を含め、他の自治体より先んじて実施することができております。コロナ対策につきましては今後も必要に応じて的確に対処してまいります。

次に、新たな都市部から移住定住を狙っての日向地区での住宅整備事業、若者定住に不可欠な子育て教育事業、村民が安心・安全のもとで暮らせる生活環境の整備事業など、計画どおりに進めることができました。

令和3年はコロナに振り回された1年でありましたが、来年こそは村民皆様が健康で明るい希望を持って暮らせる年になってほしい、そのようなことを願っております。

ここで、9月定例会以降の主な事務事業の進捗状況について報告申し上げます。

まず、秋の恒例行事であります。今年も、新型コロナの影響により、月の里収穫祭、村民運動会などが中止となりました。また、保育園、小学校の運動会や中学校の学校祭、各地域での秋祭りなどは縮小され実施されました。来年は、秋晴れの下、盛大に開催されることを願うものです。

次に、日向地区で進めております都市部からの移住定住を狙う住宅整備事業につきまして、昨年度に続き住宅建設工事が始まりました。来春には新たな入居者をお迎えすることになります。

次に、安心・安全の道路整備事業であります。高畑野口線の矢倉橋架け替え工事が完了

したほか、下田地区、下井堀地区での新たな路線開業についても着手いたしました。

次に、火災に備えて大型防火水槽設置工事及び災害発生時に第一次避難所となる主要公民館の耐震工事も計画どおりに進展しております。

次に、防災、減災の観点からも整備が急がれる水路について、工事が順調に進んでおります。また、来年度工事予定箇所の調査、設計も進んでおります。

次に、新型コロナ対策及び災害対策として、デイみづきの改修、防災倉庫整備につきましては計画どおり工事が完了いたしました。このほかにも、県道、国道の改良事業、芦沢川の砂防事業、市野川地区での治山事業など、計画的に進んでおります。これら様々な事務事業が順調に進展しておりますのは、ひとえに議員各位をはじめ、村民皆様のご理解、ご支援によるものと深く感謝申し上げます。今後しばらく大型事業が継続し、財政運営には工夫が必要となりますが、村民皆様のお声を大切に受け止めながら、今何が必要なのか、何を優先すべきかを判断しつつ、めり張りのある村政運営が重要となります。引き続き格段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会には、条例改正、補正予算等、議案を提出いたします。詳細は後ほどの提案理由の説明で申し上げます。何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告については、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようですので、記事日程に従って会議を進めてまいります。

---

#### ◎請願・陳情・要請等の委員会付託について

○議長（峯村賢治君） 日程第5、請願・陳情・要請等の委員会付託を行います。

第3-6号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い、第3-7号 国土交通省告示第98条の履行に関する陳情書、第3-8号 最低制限価格の設定に関する陳情書、第3-9号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書の4件については、文書配付のみとします。

また、前回、継続審査になっております第3-3号につきましては、総務経済委員会にて審議をお願いいたします。

---

### ◎承認第1号、議案第1号～議案第7号の一括上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第6、承認1号、議案第1号から第7号までの8件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、令和3年12月議会定例会に提出いたしました承認案件及び議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度麻績村一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

令和3年度麻績村一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

その主な内容について申し上げます。

まず、歳入については、県支出金において、県議会議員選挙費県委託金、衆議院議員総選挙費県委託金の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出については、選挙費において、県議会議員選挙費、衆議院議員選挙費の増額を補正計上いたしました。補正額は110万円の増額で、歳入歳出総額は30億7,590万円となります。

次に、議案第1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を

申し上げます。

本件は、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、出産育児一時金の額を改正するものであります。

次に、議案第2号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第3号 麻績村移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、定住促進対策として、定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村移住定住促進住宅を桑山地区に新たに4棟建設しております。建設に伴い、麻績村移住定住促進住宅の戸数変更について条例を改正するものであります。

次に、議案第4号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

令和3年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金では、災害復旧費国庫負担金、民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金の増額を、県支出金では、教育費県補助金、衛生費県補助金の増額を、繰入金では、住宅団地分譲事業特別会計繰入金の増額を、村債では、災害復旧事業債の増額を、過疎対策事業債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全款にわたり、人件費の変動、共済組合負担金基礎額変更に伴う変動等を再確認し、必要な補正について計上いたしました。

その他、主な各款別内容を申し上げます。

総務費では、コピー使用料、郵便料、例規整備支援事業委託料、村長選挙費不足額等の増額を、村議会議員一般選挙費不用額の減額を補正計上いたしました。

民生費では、配食サービス委託料、社会福祉扶助費、児童手当システム改修費、新型コロ

ナウイルス感染症対策保育対策総合支援事業消耗品等の増額を、社会福祉施設報酬及び敬老会関係経費等の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン3回目接種関係経費、会計年度任用職員報酬等の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、有害鳥獣個体数調整補助金等不足額の増額を、月の里収穫祭関係経費不用額の減額を補正計上いたしました。

商工費では、別荘交流会経費不用額の減額を補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰出金、土地購入費不足額の増額を補正計上いたしました。

消防費では、防災行政無線機器更新事業の減額を補正計上いたしました。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策消耗品、村単工事請負費等不足額等の増額を、公民館事業経費等不用額等の減額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備え、それぞれの基金の積立てを補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行ったものです。

災害復旧費では、農地災害復旧費の増額を補正計上いたしました。

補正額は1,120万円の減額で、歳入歳出総額は30億6,470万円となります。

次に、議案第5号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、不動産売払収入の減額を補正計上いたしました。

歳出については、事業費において、需用費不用額の減額を、会計廃止に伴う一般会計繰出金の増額を、予備費の減額を補正計上いたしました。

補正額は62万1,000円の減額であります。

次に、議案第6号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料の増額を補正計上いたしました。

歳出では、電算処理委託料、くみ取料の増額を補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は50万円の増額であります。

次に、議案第7号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、電算処理委託料、施設修繕費、医薬材料費等不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は151万5,000円の増額であります。

以上、承認1件、議案7件であります。どうぞよろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月10日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、承認第1号、議案第1号から第7号は上程のみとすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和3年第4回12月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会において、条例改正案、補正予算案の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室にご移動願います。

散会 午前 9時20分

令和3年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和3年12月7日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

---

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	宮下朗君	4番	茂木泰男君
5番	飯森寛志君	6番	宮川秀俊君
7番	清水清君	8番	峯村賢治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	教育長	飯森力君
村づくり推進課長	塚原敏樹君	総務課長	宮下利秀君
振興課長	森山正一君	住民課長	塚原貴志君
観光課長	青木秀典君	教育次長	塚原優仁君
代表監査委員	飯森雄三君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井太津男	書記	臼井孝夫
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員8名です。定足数に達していますので、令和3年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より議会傍聴の申出、写真撮影等がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

なお、感染症拡大予防策として、質問時間は通常より10分短縮して45分といたします。

質問者は自席にて質問を行ってください。

それでは、順番に発言を許可いたします。

---

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、1番、飯森茂孝議員の質問を許可いたします。

○1番（飯森茂孝君） 議席番号1番、飯森茂孝です。

本日の一般質問は、さきに通告いたしました1点目、通学路の安全確保の取組について。

2番、コロナ感染対策について。

3番、麻績村への移住相談会について。

4番、マイナンバー制度、社会保障・税番号制度。

これについて質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、まずは、子供たちの命を守る危険箇所を徹底的に洗い出し、必要な手だてを急がなければならない、このような私の思いから、質問事項1番、通学路の安全確保の取組について質問させていただきます。

既に村では、分かっていると思いますけれども、悲惨な交通事故を防止するため、住民の交通安全知識の向上を図り、交通安全関係団体と交通安全啓発活動や交通安全街頭指導などを実施していますが、特に通学路の交通安全確保の取組や改善策について質問いたします。

質問要旨1です。

通学路の危険箇所の把握は、本年度6月に発生した、千葉県で下校中の小学生5人がトラックにはねられ死傷した痛ましい事故を受けて、通学路の危険箇所を把握するよう国からの要請があったと思います。麻績村での緊急合同点検はいつ行われたのか、事務局である麻績村教育委員会にお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

通学路の安全確保の取組についてということで、村ではいつ点検が行われたかということでございます。

議員さんがおっしゃられるとおり、本年6月に千葉県の八街市で下校途中の小学児童の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷したとする事故が発生いたしました。

国では、この事故だけでなく、通学路における痛ましい事故が後を絶たないことから、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路における交通安全に関して一層の確保をす

る取組として合同点検を実施することにして、都道府県等に対して、管内の市町村への合同点検安全確保の依頼がなされるよう通知がされました。これに併せて、県から、市町村に通学路の安全点検の実施について依頼がございました。

麻績村の通学路の安全点検につきましては、毎年、麻績村通学路安全推進会議を開催し実施をしております。なお、昨年度におきましてはコロナ禍により実施ができませんでしたが、本年度は9月15日に村内7か所について実施をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 9月15日に合同点検を行ったということではありますが、その9月15日に実施された合同点検も確認されたわけなんですけれども、これは村民に公表されているでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） ホームページを使いまして公表をしております。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） なかなか私たち、日頃生活している中でも、その公表については余り耳に入ってこないんですよね。この辺、どのように考えておるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 公表につきましては、県でも一緒に行っております。また、この推進会議では、小学校長、小学校また中学校の教頭先生等が入っておりますので、保護者に対しても実際には公開し、このような危険箇所があるということでお話を進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 通学している生徒さんとか児童、その家庭のほうにはある程度知らされているということなんですけれども、子供の通学路というものは、村民も、皆さんで保護していかななくてはいけないということを考えると、やはり村民全体に公表するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） そのことに関しましては、以前にも通学路のご質問がありましたが、麻績村につきましては通学路の指定はございません。麻績村全域の道が通学路として活用しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それではちょっと、今のお話ですと、私はじめ皆さんも、公表されていないような感じは確かに持たれていると思いますけれども、私も、通学路に関しての危険箇所の解消に向けての必要な対策はされたのかどうか、この辺もちょっと、やはり聞きたいと思います。一応点検はされたということですが、危険箇所の解消に向けて必要な対策はされたかどうか、これをお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 対策につきましてということでございますが、先ほど申し上げた中に、麻績村通学路安全推進会議がございます。これは、道路管理者関係機関から松本建設事務所の計画調査課、また、役場の道路管理、交通安全関係機関から安曇野警察署交通課及び麻績駐在所、また、交通安全の麻績支部の関係、教育関係で小・中学校の関係とPTAの代表の皆さんが委員として構成をされております。

学校や保護者からの情報を基に現地確認を行いながら、危険度の調査検討を行い、ソフト面においては早期に改善が進むよう道路管理者等の関係機関と協議し、危険箇所の改善対策について道路改良等の計画に反映するようお願いをしております。また、学校では、交通安全教室等を利用して危険箇所の確認や啓発を行い、点検結果や改善の計画等についてホームページ等で掲載し、情報の提供を行っております。

またハード面につきましては、危険箇所によって異なりますが、横断歩道では、前後のドットラインや原則マークの設置等、また、バス停付近につきましては、車止めポスト等の設置等ではありますが、通学児童・生徒並びに一般保護者の安全確保には、危険な道路への歩道設置が効果的な対策であるというふうに考えております。しかしながら、道路改良を伴うものは大きな費用が必要となりますので、引き続き関係機関への要望も行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、麻績の危険箇所につきましては、セブンイレブンの前もドットラインが入りました。また、役場前のバス停には車止めのポスト等が設置されているということで、議員さんも歩くときに、多分ご確認をされていると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 麻績村の通学路安全推進協議会合同点検箇所というものの、これは平成30年度に作成されて関連ファイルもホームページに載っております。

それで、私、いろんな新聞を見ていると、各市町村で新たに、新しくこの危険箇所はつ

け加えたほうがいいんじゃないかというのが結構あると思うんですよね。それで、麻績村の場合は、新聞を見ますと、7か所というようなことになっておりました。このことに関しては、7か所というのは、私、ホームページの関連ファイルを見ますとある程度、麻績村全般というような認識にはちょっと捉えられないようなファイルになっているんですけども、その辺はどのようにお感じでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） この通学路安全点検に関しましては、小・中学校を通じて子供たちが通う道について、保護者等からの情報、また学校で把握している部分の情報を共有しながら行っているものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それで、私、今のお話ですと、先ほど言ったように、7か所という捉え方でよろしいでしょうか、その危険箇所というのが。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 現在の情報では、その7か所を選定してやっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 全般的に考えて、7か所プラスアルファということは考えられないでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 情報が上がれば、全然問題がないことだと思います。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 情報がないということなんですね。ということは。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） そういうことでございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私が今、いろんな市町村では、やはり今までの、要するに危険箇所プラスアルファというものが結構、ほかの市町村では上げられています。木曾のほうですと、教員の皆さんが全ての通学路を回ってみて、危険箇所などを改めてプラスしたり、カーブミラーをつけたほうがいいんだろうというような、そんなような説明も教員自体がやっているところもあります。

それでは、ちょっと視点を変えまして、質問要旨3番になります。

実際に登下校する児童、そして生徒目線から見た通学路の危険箇所や注意点の説明を麻績村のホームページに載せる考えがあるでしょうか。

これは、筑北中学校では、週に一度GOGO歩こう運動が実施されています。これは体力の向上というようなものもプラスされているわけですがけれども、徒歩または自転車通学の体験を通して、通学路における危険箇所などは生徒自身が身をもって経験しております。生徒からの貴重な意見や情報を取り入れているのか、質問いたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 危険箇所については、ホームページ上にしっかり危険箇所の一覧表を載せてございます。その中では、通学路の状況、危険の内容等を書いてございます。その部分、また対策内容、また対策年度等もしっかり記入する中で公表しております。

これにつきましては、松本建設事務所、また安曇野警察署の意見を聞きながら載せてございます。そういう中で載せているわけですが、例えば、子供の目線からということになりますと、中学の自転車で通う生徒からは、国道403号線の下井堀から滑沢の部分で非常に危険を感じるというお話も聞いてございます。

そんな中で、先ほど申し上げたとおり、費用もかかる部分がございます。歩道設置に向けての要望等を上げる中で、実際には対策を考えていくということで、今、実施をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、教育長のほうからお話がありましたが、そうですね、例えばですね、先ほども教育長言われましたけれども、児童や生徒からのどのような意見が、今は1点言われたんですけども、ほかにどのような意見が寄せられているか、お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原教育次長。

○教育次長（塚原優仁君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

それぞれの箇所、7か所、こちらのほうで点検させていただきましたけれども、児童・生徒、それと教員の方、それと民生・児童委員の方から、バス停のところ、ポストがあったほうがいいのではないかとか、バス停から車道の幅が狭いのではないかとか、そのような意見をいただきまして点検に至ってございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私も村内を回って見て、通学路、いろんなところに、道路沿いのブロック塀などがあります。そのようなブロック塀についてのご意見とか、そういうようなものはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

振興課長。

○振興課長（森山正一君） 道路管理者の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、現在のところはそんな要望はございません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） そうですね、やはり、道路を歩いていますと、ブロック塀も結構ありますが、そういう中で、あそこだと上町ですかね、上町の、ブロック塀というか、壁ですよ、そういうようなものも随分年が、経年的にたっていて、地震とかそういうものがあればやはり倒れてしまうというような危険性もあるとは思いますが、その辺、どんな感じで通学路として考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 村のほうでは、塀ですね、塀の改修等について補助金を出すような形で制度を設けておりますので、現在のところほとんど要望はない状況であります、今後も引き続き対応できるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、私のほうからお願いのような感じになりますけれども、麻績村の通学路の合同点検箇所の一覧表の情報や合同点検の開催日なども含めて、ぜひ館報おみに掲載して公表してほしいと思います。

これはやはり年齢の達している人たちはホームページを見るということもなかなか難しい方もいると思いますので、少なくともこの館報おみとかそういうようなところに公表してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（飯森 力君） できる限り多くの方に知っていただくことが大切かと思っておりますので、

そこら辺は考慮していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 国では、この通学路、これに関しては、歩道の拡充、そしてガードレールの設置というものを中心に整備を進めていくと言われてはいますが、村道でない、国道とかそういうようなところは、やっぱり、国土交通省のほうへ求めていくような、そういう手だてというものは、今現在、進行させておられるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほども申し上げたとおりに、費用のかかる部分が結構ありますので、その辺は共同において要請をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、ぜひ、推進をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項2番目になります。

コロナ感染症対策についてお伺いいたします。

コロナ感染拡大、これは第5波も、2回にわたりますウイルスワクチン接種により沈静化してきていると思われま。人流も増え、経済活動も再開されつつありますが、ここに来て、新たな変異株であるオミクロン株が注目され、心配が募ります。

私たちは今後も3密を避けて、マスク、手洗いの徹底を常に心がけなければならない状況にあります。この感染拡大が抑えられている時期にこそ、新型コロナ感染対策の徹底に努めるべきだと私は考えています。そこで、特に一般の方が発熱などをして、これは新型コロナウイルスの感染が疑われるというような場合も出てきます。このような場合は、事前にかかりつけの医療機関や保健所へ連絡して相談をするというのが基本であり、これがシステム化されております。発熱などのある方は、相談の後に受診可能な病院が紹介されると思えますけれども、移動手段が困難な村民、例えば、高齢者や難聴者、障害者への積極的な支援策として、医療機関、病院などへの送迎可能な車両を村で配備できないか、お伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、専用車両の導入につきましてお答えをさせていただきますと思います。

傷病者の送迎につきましては、家族や民間のタクシー事業者等で行っていただくことが基

本とと考えてございます。また、急を要する場合につきましては、救急車を要請していただくのが通常でありまして、発熱など新型コロナウイルス感染が疑われる場合においても、同様とと考えてございます。

したがいまして、現時点での専用車両の導入につきましては考えてございません。松本保健所に確認をいたしました。基本は家族の運転による自家用車、それが難しい場合におきましては、自身でタクシー等を手配いただく中で受診をしてもらうよう案内をしているとのこと。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） なかなか、今、一般の方は風邪も引けないというような状態になっていると思います。というのは、やはり、発熱したときに簡単には医療機関にかかることができない、そんなようなこともありまして、できれば麻績村の中でも、痰や発熱のある場合でも気軽に申告できる体制づくりというものも考えておりますけれども、やはり考えていただきたいと思っておりますけれども、村としての、そういうようなPR、アピールというものはしていただけるものなんでしょうかね。先ほどは救急車とか、家族に乗って行ってもらう、タクシーの手配というようなことも言われましたけれども、気楽に申告できる体制づくりというものも、やっぱり行政としては考えていかなければならないんじゃないかなと私は思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 相談等々の案内につきましては、議員おっしゃったように、県の相談窓口がございます。そういったものを活用いただく。また、かかりつけ医にご相談をいただく中で、必要であればPCR検査等々の実施をするという形が一連の流れとなっております。その辺も含めまして、県による周知広報、麻績村におきましても周知広報に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、課長のほうから言われましたけれども、PCR検査は村内でもできますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 村内におきましては、PCR検査につきましては、医療機関では

実施していないと認識してございます。県の案内による検査場所という形になろうかと思  
いますが。よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

私はいつでも気にかけているんですけども、受診控え。麻績村では、コロナにかかった  
方も、ほかの市町村に比べますと、もう本当にないというようになっておりますけ  
れども、受診控え、これがやはり重症者を出さないコロナ感染対策の一環として必要だと思  
いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

おっしゃるように、受診控えというのは非常に心配するところでございますが、麻績村に  
ついてはそういった大きな影響がないかと感じておるわけでございます。地元の医療機関も  
ございますので、具合が悪いときには積極的に受診をいただくと、基本的には、感染対策を  
する中で受診をしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 次に、12月に入って、県内でも次なる感染予防策として、医療従事者  
への3回目のワクチン接種が前倒しして施行されています。昨日も、岸田首相も、3回目の  
接種の前倒しを表明されました。

そこで質問要旨2です。

麻績村でのブースター接種の対応について、流動的ではあるとは思いますが、今後の計画  
などについて伺います。できれば接種時期、そして、接種時期のいつ頃を予定しているか、  
ワクチンは、前回同様のファイザーなのかモデルナなのか。情報の知る範囲でお伺いいたし  
ます。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、お答えをさせていただきます。

ブースター接種の対応につきまして、今後の計画についてお答えをさせていただきます。

新型コロナワクチン接種の3回目の接種、いわゆる追加接種でございますけれども、国の  
示すスケジュールに沿いながら準備を進めておるところでございます。

追加接種は、原則2回目の接種以降、8か月以上の間隔を空けることが基本とされており、

11月29日現在、2回目の接種が終了している方は2,229名で、うち、追加接種の対象となる18歳以上の方は2,119名となります。最初に追加接種の時期を迎えるのは、先行接種を受けられた医療従事者の方になります。対象の方には、勤務先等で接種が開始されておりますので、接種券及び予診票の発送を順次行っているところでございます。

村民の方の接種につきましては、令和4年2月から開始する予定でございます。

最初に追加接種の時期を迎えられる方は、85歳以上の方及び村内の高齢者福祉施設に入所、入居されている方、また、その施設の職員の方になります。

以降、2回目の接種から8か月を迎えられる方から順次、接種を受けていただくようになりますが、接種間隔の間違え接種を防ぐために、接種についての通知については、8か月以上経過した日に近い接種日で受けていただけるよう、ご案内をする予定としてございます。

ご案内につきましては、日時等を指定してご案内をする形と考えてございます。

村民の方への接種券及び予診票の通知発送につきましては、令和4年1月11日より行う予定としております。また、接種日につきましては指定しての通知となります。今回は予約にかかわるコールセンターは設けずに、接種日の変更などの相談につきましては保健センターで職員が受ける形とすることとしています。

接種方法につきましては、今回も、保健センター及び玉井医院での集団接種となりますが、今回は、玉井医院での受入れ人数を前回よりも若干増やしていただけるよう、既に協議をしてございます。また、日曜日の接種や車椅子を利用されている方の接種につきましても、前回同様、タクシーやリフトカーでの送迎を行う予定としてございます。

ワクチンにつきましては、今回は接種回数が1回でありながら接種期間が4か月を超えることから、ワクチンを1箱取り寄せても使用期限を超えてしまうものであり、県から配分を受ける予定としてございます。

いずれにしましても、接種に向けまして準備を進め、希望される方が確実に接種を受けることができるように体制を整備するとともに、接種間違いのないよう慎重に業務を進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、今後、国から出されます情報を踏まえまして、確実な準備を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、お話しいただいたんですけれども、今、報道などで知らされてい

るところは、前回は、私はファイザーを2回、ワクチンを接種したわけですがけれども、今の状態だとこれ、分かる範囲でいいんですけれども、ファイザーなのか、モデルナなのか、情報の知る限りではどんな感じでしょうかね、感触として。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 現段階の情報を申し上げます。

麻績村につきましては、1回目、2回目、ファイザー製のワクチンが使用されたわけですが、3回目につきましては、モデルナ社製のワクチンが入ってくるというような情報を得ております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） いろんな情報、あると思うんですけれども、やはり、1回目、2回目のワクチンではなく、モデルナというような、そんなようなお話も今されたんですけれども、国のほうでも、各地方へ配分するワクチンというものは、やっぱりモデルナのほうが多いんじゃないかなと、私もちょっと思っているところです。ありがとうございました。

さて、それでは、質問事項3番に移ります。

麻績村の移住相談会について質問事項といたします。

質問要旨1ですけれども、信州まつもと広域圏、これは8つの市と村なんですけれども、合同による「まるごと移住相談会」がオンライン形式で開催されましたが、この中で私は、一つ思ったことは、8市村がある中で、麻績村の人気度についてお聞きしたいと思うんですよ。これは合同庁舎で、オンライン形式でやったということが新聞などで知らされましたけれども、この中で移住を検討されている方は何人かいたような話でございしますが、麻績村に魅力を感じたのかどうか。そのことに関しましては、やはり、これは人気のバロメーターでもあるアクセス数ですね、そんなところほどのように行政としては考えているのでしょうか。ちょっとその辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられますように、9月11日に、松本地域振興局の主催によります、信州まつもと広域圏まるごと移住相談会が、オンラインで開催されました。参加団体は、松本、塩尻、安曇野市と筑北5村、それから宅建協会、ハローワークということでございました。

内容は各市村の様子、それから暮らし、仕事などについて、様々な内容について、ゲスト

それから各市町村担当が情報交換をしたということでございます。

申込者数が26名ということございましたけれども、当日の参加者数が17名ということで、当日のアンケートの結果から、今回参加者の移住希望というところでは、3市、松本、塩尻、安曇野市が中心でございました。移住者のアンケートからいいますと、3年ぐらいをめどに移住を考えているというような方が多かったというふうに見ております。以前からこのような広域での相談会というようなのは、県主催でよく行われるところでございますけれども、知名度からして、大きな市と一緒にやるということについては、なかなか知名度からいってかなわないという状況でございます。

こういったことを踏まえて、村では、個別に首都圏とか名古屋市、名古屋関係のほうへ出かけて、それぞれ個別の対応をしているということでございます。

これはあくまでも広域圏で、この中心地区のアピールということで進めた事業でございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） やはり3市、それに5村ということになりますけれども、私は、この生坂村、筑北村、麻績村、これもやはり皆さん、皆で力を合わせながら移住者を求めていくような感じでないと、まずいと思っております。

そこで次に、いろんなホームページを見ますと、現在は中止になっています。これはコロナの影響だとは思いますが、麻績村暮らし案内ツアー企画への、今までに参加された件数と成果ですね、そんなようなものは、今のところ出ているかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

村では、移住に向けて村内を見学できる暮らし案内ツアーというのを、令和元年から実施をしております。

今年度について申し上げます。

今年度は、今までに8件を実施してございます。県外5件、県内3件ということで、そのうち、移住定住促進住宅への希望ということで3件、それから、地域おこし協力隊に応募をしたいということで2件ということでございます。そのほかにつきましては、この麻績村を案内していただいて、移住先の一つとして検討するというのでツアーに参加していただい

たということでございます。

今現在、移住された方はいませんけれども、定住促進住宅の入居や空き家の入居、それから協力隊への採用ということになれば、今後の成果につながっていくというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、協力隊の話が出ましたが、現在は、協力隊は今、募集はしていないと思いますけれども、いるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 今現在ということで行きますと、募集はしておりません。ただし、夏場に1か月、それからこの10月から11月にかけて1か月ということ募集をかけております。ということでございます。

ただ、ここに、先ほど申し上げました協力隊のという部分で行きますと、麻績村で募集をしているとかしていないにかかわらず、地域おこし協力隊という制度自体はございますので、それも含めて、ツアーに参加をしたというようなことでございますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それで、今答弁していただいたんですが、私のほうも現在、この暮らし案内ツアーというものの企画は中止されているんですね。

○議長（峯村賢治君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、今年度8件実施をしております。中止はしてございません。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私のほうは、コロナで中止になっているかなと、そんなような勘違いをしていました。すみませんでした。

それで、関連事業としてやっておられるお試し住宅の利用状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お試し住宅でございますけれども、お試し住宅についても、今年4月から実施をしてございますけれども、今、数字をすぐということで、ちょっとお待ちをいただきたいと思います。

お試し住宅でございますけれども、5件に来ていただきまして、7名の方にご利用いただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 7名ということですが、利用されているということで認識いたしました。

それでは、質問要旨の3番に移りたいと思いますが、11月10日、そして12月4日、11月10日には銀座NAGANO個別相談形式出張移住相談、これが13時から16時までという時間で移住相談会が行われました。

また、12月4日、つい最近ですね、NPO法人ふるさと回帰支援センター、有楽町での出張個別相談も12時から16時まで、麻績村から派遣されて移住希望者を募ったということですが、この出張相談会のことですが、今までに何回かやっていますけれども、成果、そして移住希望者の手応えについてお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

県外における対面での移住相談会につきましては、コロナ感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言下での開催をずっと見送ってはきておりましたけれども、10月1日に緊急事態宣言解除されたことを受けまして、全国的に対面での活動が可能になったということでございまして、議員おっしゃられるように、11月に2回、それから今月に入りまして12月4日に1回、実施をさせていただいております。

出張先につきましては、東京2回、それから名古屋が1回でございます。

その中でございますけれども、まだまだ従来のように人流、参加人数というのは増えてきてはございませんけれども、3回の相談会で合計6件の相談を受けてございます。そのうち1件につきましては、来年度には移住をするという方向で検討するというので参加の方からご意見をいただいているということでございますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、話させていただいたんですけれども、この年齢層ですね、これやはり麻績村にとっては非常に問題視しなくてはいけないところなんですけれども、若い方でしょうか、それとも中年の方でしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） まちまちでございますけれども、子育てをされたいという子育て世代のほうが多いというふうに認識しています。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 明るい希望の持てるお話、ありがとうございます。

それでは、あと、ちょっと時間も迫ってきましたので、簡単に質問事項をさせていただきます。

マイナンバー制度、社会保障・税番号制度についてお伺いいたします。

国内では、3人に1人はこの制度を利用されていると言われております。また、ポイント付加によるテレビコマーシャルも盛んに行われているところではありますが、質問要旨1です。

麻績村におけるマイナンバー制度の住民保有率と推進計画についてお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、マイナンバーカードの住民保有率と推進計画につきましてお答えをさせていただきます。

麻績村における令和3年11月1日現在の交付率でございますが、25.7%となっております。これにつきましては、令和3年1月1日現在の人口2,668人に対しまして交付枚数が687枚であります。

推進計画につきましては、明文化等をしてございませんが、オンライン申請が難しい高齢者に対しましては、今後皆様が集まる行事に職員が出向きまして、手続の方法などをご説明する予定としてございます。また希望がありましたら、窓口におきまして申請の支援を行うこととしております。

若者世代につきましては、今後行われます成人式などの機会を捉えまして、国が作成しました啓発資材を使いましてカード取得を促していきたいと考えます。啓発資材につきましては、住民課の窓口で配布を行うとともに、先月行いました信州大学医学部との地域連携事業の講演会の際にも、ご来場された方に配布をしてございます。また、「ホット・情報おみ」

10月号へも関連の記事を掲載してございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 結構、4人に1人というような状態の保有率ですけども、これからのような方法で、加入される方を増やしていくかということは、今、課長のほうからも言われましたけれども、個人情報ということをやっぱり考え過ぎてしまってちょっと入るのをためらおうかなという方も中にはいると思うんですけども、メリットばかりでなくデメリットというものも、やはり行政のほうとしては説明をしていかなければいけないんじゃないかなというような思いなんですけれども、これは健康保険証にも利用できるというようなお話ですけども、ホット・情報の中でも推進を加えている、また、国の方からも、そういうような推進をテレビコマーシャルなどを挟んでやっているわけですけども、最終的には、目標値というのは何%ぐらいにしようという、そんなような思いでいるかどうか、お伺いします。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 申し上げます。

村独自の目標ではございませんが、国におきましては、令和4年度末、令和5年3月31日までに全国民の取得を目指しているということでございます。それに従いまして村も推進を進めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

それでは、私のほうから、本日の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

---

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

先に通告をいたしました事項につきまして質問をさせていただきます。

1点目は、高齢者、生活困窮者に対する行政対応や福祉施策について。

2点目は、麻績村独自の教育方針について伺いたいと思います。

いずれも1問1答にてお聞きをしたいと思います。それではお願いします。

まず、高齢者、生活困窮者等に対する行政対応や福祉施策について伺いたいと思います。

質問要旨の1ですけれども、昨年、今年と続いたコロナ禍で生活困窮者が全国で増加しております。非正規雇用の方やひとり親世帯等でも、失業などの生活苦に見舞われている方は増えているといわれています。今年6月の議会の一般質問でも、生活困窮者に関しての質問がありました。社協への相談件数も支援制度利用者も相当数あったようです。

そうした中で、生活保護に関してなんですけれども、これは今回、今、住民課で行っているアンケートにもこの項目がありますけれども、全国で生活保護を受けている方の数というのは、今年9月の段階で、統計らしいんですけれども、1年前と比べて全国では13%ほど増加しているということだそうですけれども、麻績村内では少ないとは思いますが。ただ、生活保護の実情把握というのでいきますと、補足率というのが何かあるようで、これは制度を利用する資格がある人でも、実際に受けている人の人数の割合ということらしいんですけれども、日本はヨーロッパなどに比べてかなり低いということで、これは申請自体をためらってしまう、そういう気持ちからだというふうに言われています。

そこでお聞きしたいんですが、生活保護の申請について、昨今、村内ではどんな状況か。また、生活状況が申請に該当するような状態でもためらいがあって相談や申出をされない方もあるんじゃないかというふうに思いますが、そうした方たちの把握、それから対応、これはどんなふうにされているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、申請状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

村内の状況としましては、現在、生活保護を受給されている方は4名で、村の地域包括支援センターで相談を受けている方は2件、松本保健福祉事務所で直接相談されている方は2件、現在申請中の方はいらっしゃいません。

松本保健福祉事務所に確認をしましたところ、ここ数年の申請件数、受給者数の大きな変動はないということでございます。

引き続きまして、該当しても相談や申請をためらう方の把握や対応状況につきまして、お

答えをさせていただきたいと思います。

対象となるような方の把握方法でございますが、生活保護は申請制であるため、積極的に把握する取組は行ってございません。民生委員や地域包括支援センターへの相談から把握されるのが一般的となっております。村内のこれまでのケースでは、ほとんどが地域包括支援センターへ病気や障害にかかわる相談から経済面で生活保護の申請が必要と判断されるなど、生活困窮以外の相談からの申請となっております。本人が生活保護を主としての相談に来られるケースは少ない状況であります。

それゆえに、相談支援に当たる職員も、生活介護面だけでなく、経済面など幅広い視点で相談支援を行うように心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、ご答弁いただきましたけれども、麻績の中でも何人かあると。

実際にその相談を受けた方とか、あるいは相談には来られないけれども該当と思われる方ですね、年齢的なのはどうなのか、それから職業とか、世代構成とか、若い方でもコロナの関係でそういうふうになっている方もあるのか、ちょっとそんなところはどんな傾向でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

手元に資料がございませんが、年齢構成等々、分かるようであればお答えをさせていただきたいと思いますが、要は、所管している機関が県の機関となります。その辺が把握できているかどうかも含めまして、お答えをできればと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 本当は、そこら辺について、コロナの影響とかですね、非正規の方なんか離職をしているというようなことを一般的に言われていますので、そういったところの把握といいますか、民生委員さんなんかを通じて、そんな状況の把握をされれば、少し、相談控えをされている方とかそういった傾向も含めて、もう少し多くの方に呼びかけをするということができないんじゃないかというふうに思いますけれども、多分、高齢者の方が多いのかなというような部分は感じるんですが、若い方の、例えば、ひとり親世帯とか、そういう方では、今現在、相談のあった方とかそういう方もありますか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 申し訳ありません。先ほどもお答えしましたように、ちょっと手元に資料ございません。その辺も含めまして確認が取れましたらお答えをしたいと思います。以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） それでは、ほかの関係でといいますか、ちょっとお聞きしたいんですが、相談を受けた場合、今、地域包括とかそういうところへ相談に来られる場合ですけれども、ここの行政として、その業務といいますかね、そういうような相談を受けたとき、例えば福祉事務所へつなぐためのこととか、そういうことの必要事項なんかも、ある程度聞き取りをしたりはここでするんですかね、行政の現場では。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをいたします。

事務の内容、詳細につきましては、ちょっと今のところお答えできませんが、いずれにしても、細部につきましては松本保健福祉事務所がかかわるところになります。ですから、村としますと、そちらの機関におつなぎをするという立場でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 都市部なんかへ行けば、かなりこころ辺については頻繁に相談等あるんですけれども、当村では直接役場の窓口に来たりとかそういったことはないんですが、よく生活相談の申請で、問題になっていることとして、いわゆる扶養照会とか、それから自動車の保有、こういうことについていろいろ問題だという部分でいわれているんですけれども、これは、扶養照会は、生活保護申請を受け付けるときに、申請する本人が扶養照会することを拒んでいる場合とか、そういうときはその親族の方の扶養義務の履行が果たせないというふうに判断すれば、特にそういうことに強制ができないとか、そういうことが、私も調べたりして、いろんなところのケースを知って聞いているんですけれども、厚労省からの通知もそんなようなふうに出ていると。

それから、自動車の所有についても、これも100%だめだと、持っていればだめだということじゃなくて、対象にする場合もあるということも示されていますけれども、これは今、ご答弁ありましたけれども、役場としては、福祉事務所におつなぎを、そちらのほうへ行って詳しく話してくださいということで、そういったことでの、少し踏み込んだことの相談や

なんかを受けるということはあるまいですか。例えば、扶養照会とか、そういうこと等も、そういう部分にも触れて話をするとか、そういうことはないわけですか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

個別のケースにつきましては全て把握ができていないわけではございませんので、お答えが難しいところではございますが、場合によってはそういったケースもあろうかと思っております。

いずれにしましても、生活保護制度につきましては、細かい取決めがございます。そういったものを確認しながら、村のほうでも対応するというような形があろうかと思っております。

また、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、村とすれば、県のほうにおつなぎをするという立場でございます。必要であれば確認等はいたしますが、そんな状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） お答えをいただいた中で、ある程度、村の対応という部分で、あんまり踏み込んで深いところまではということではできない部分もあるかと思っておりますけれども、いずれにしましても、福祉事務所におつなぎをしていくということなんですけれども、生活保護の制度というのは権利であるということは、厚労省も言っておりますので、例えば、民生児童委員さんを通じてお話を聞いたりとか、そういうふうにする場合に、実際にそういう状態になっている方等の把握はされていないということではございますけれども、例えば民生・児童委員さんなんか回って行って、これはどうなのかというような場合には、やっぱり権利だというようなことで、余りためらうというような状況で受給をされないという方向にならないように、私は、いろんなことでお知らせというか、そういうことを、該当の方があれば、相談に来ないと分からないとか、来てもらうのを待っているだけということじゃなくて、状況が分かる場合は、そんな対応も考えていただきたいというふうに思います。

では、次に行きます。

続いて、質問要旨2ですけれども、福祉灯油について伺いたいと思います。

今、新聞やテレビで報道されていますけれども、原油価格の上昇でガソリンや灯油の値段が上がっております。コロナ禍に加えて、冬を迎えて日々の生活費への影響が大きくなっていくというふうに思います。特に高齢者や病気がちの方、それから生活困窮の方などには深刻な問題だというふうに思います。

先頃、政府では、こうした状況への緊急の対策として特別交付税措置を行うということで、11月の最初の頃かな、発表がありました。これを受けて、長野県下の幾つかの自治体では、既に冬場の暖房費用の援助として福祉灯油の実施を進めているところもあります。今日も市民タイムスさんなんかにも松川村さんのことも出ておりましたけれども、この福祉灯油は、既に以前から自治体独自で実施をしてきているところもありますけれども、今回、現在の計画について特別交付税の措置ということもありますので、当村でも早急に対応いただきたいというふうに思うんですけれども、現在の状況について、あるいは計画についてあればお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これにつきましては、村の方針等ということでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

国では、原油価格高騰、高止まりの影響を受けて、個人あるいは業界等に対して、支援の方向で現在動いているわけであります。

議員がおっしゃった福祉灯油ということも、このことも十分承知しているわけでございますが、現在、麻績村といたしましては、議員から先ほど言いました高齢者というお話、出たんですが、実は高齢者というのは、1人とか2人というお宅は、あんまり灯油も使わないということなんですね。今、こちらのほうにいろんなご要望を受けていますのは、子供の数が多いか、そんなうちは暖房費が大分重なっていると、上がっているというようなこと、それからさらには、実はこちらのお父さん、通勤のガソリン代が上がって大変だよというようなお話も来ているわけでございます。

既にこのことは、村としては現在検討に入っております。

隣の筑北村の太田村長とも、私と、いわゆるトップ同士で話を今進めているわけでございますが、福祉灯油という形ではなしに、影響を受けている方、多くの方に支援をする必要があるのではないのかなど、こんなことで今意見が一致しているわけであります。

それと併せて、筑北地域には灯油等を扱う店舗が限られておりますので、両村共同で進めようではないかと。ですから、この筑北地域全域の店舗を使える、そして、共通の券といたしますか、そんなものを発行したらどうだというような話で今進めているわけでございます。

そんなことで、基準日をいつにするかということでございますが、それから財源をどうするかということでございますが、先ほど特交という話が出たんですが、特交につきましては基本的には2分の1、2分の1は自治体負担ということになるわけですがけれども、さらに、

今コロナ関連で支援ということもできますので、そういうことを含めれば、できるだけ幅広く影響を受けている方々へ支援できる方法をとということで、現在考えております。

ということで、対象をどうするか、それからあとは、灯油だけでいいのか、あるいは、先ほどガソリンというような形も出ていますので、そこまで広げるかというようなことも、大至急詰めるということで今進んでいるわけでございます。できれば年内に、年内といいますか、近いうちに両村で方向を出して、そして支援する額も、できれば両村統一で、それから店舗等につきましても、両村の店舗が使えるというようなことで今進めていこうということで話を進めております。

これにつきましては、国の動き等を見ながら詳細を詰めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、村長にお答えいただきました。

私も県内のいろんな市町村の状況を、データなんかも集めたりして見てみましたけれども、今言われた方向は、すごく私はいいと思います。単純に高齢者とかに、灯油だけということじゃなくて、生活に関連する分で値上がりしている、例えば、商品券なんかでやっている自治体もあるようです。ですので、これは、何ていいますかね、対応の仕方といいますか、施策の内容としては、より幅広く、そういうことを、何ていいますかね、施しといいますか、そういった施策を受ける方を広めてもらったり、それからやっぱり冬場ですので、灯油ももちろんそうですけれども、ほかの分も含めて支援するというものでいけば、非常に今の方針は、すごく私は大変いい方向かなというふうに思いますので、ぜひ、早急に、これを詰めていただいて、それでお知らせとか、具体的な内容についても早目に村民の方にお知らせをしていただきたいというふうに思います。

今、福祉灯油ということでお聞きはしていますが、私はそういう形に限らなくてもいいんですけれども、ほかの自治体では制度としてもう設けてあって、例えば、灯油が幾らぐらいというか、その金額がどのくらいを越えたら実施するとか、そんなふうに決めてあるところもあるようですので、なかなか難しいかもしれませんが、財源的にすごく大きくかかるものなのか、今回は、コロナとかそういったこともあったりいろいろありますので、そういうものの関連もありますけれども、制度としてそういったものをある程度設けておいて、高騰してこれ以上になったらとか、何かそういったことを形として決めていくといいますか、施策としてそういうものを暫定的に、何て言ったらいいか、一時的に今回はというこ

とじゃなくて、そういった制度をつくっておくというようなことについてはどうですか、お考えとしては。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は、そのことは大変難しいことだなあというふうに考えています。

ということは、物価の上昇があればそれに対してということになりますと、例えば、食料品でありますとか、現在、油とか、いわゆるこういったものも値上がりということになりますので、そうすると、全ての品目についてそういったことを考えていくというのは大変難しいと思っているわけでありまして。

ですから、今回のように国として政策で出していくということになれば、そういった支援もあると、いわゆる財源的な見通しがなければそういった政策もできないということがございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今回は特別交付税というような措置を国が出していますけれども、そういうのがないとなかなかできないということではなくて、財源的な部分はありますけれども、私は、福祉の部分でそういったことも一つの政策として検討して持っていてもらうということが、私は望む方向として、村民の皆さんもそういったことが、制度ができたほうが私はいいんじゃないかなというふうに期待をされるんじゃないかというふうに思います。そんなことで早々に、今、筑北村さんとも協議をされているということですので、早いうちに、もう寒くなってきていますので、具体的な実施に向けて進めていただきたいというふうに思います。

では、次の質問要旨の3ですね、これも以前お聞きをいたしました、昨年9月議会でお聞きをしました加齢性難聴者の補聴器の購入費の補助についてですけれども、私がお聞きをしたときのご答弁は、そうした要望が多くなってくれば検討もしていくというような旨のご答弁だったかというふうに思います。そこで、理由その他はそのときに、なぜ必要かとか、詳細の部分についてはお話をしましたので、今回は一歩、その次の段階として、現時点での行政としてのスタンスとして、能動的に行政からそういった検討について考えなければいけないということを実際考えておられるか。それとも要望待ちということで、要望が出てきてそういう声が高まってきたら検討を始めるということについては、私はぜひ能動的に行政のほうでそういった検討を進めてもらうことをお願いしたいと基本的に考えますけれども、そ

こら辺についての考え方といいますか、どちらなのか、ちょっとまずはお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 補聴器の購入費補助につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、県内におけます聴覚障害者以外の高齢者への補聴器の購入補助を実施している自治体につきましては、木曾町、南箕輪村などの数町村となります。また、東筑摩郡内におきましては、補助は行われていないような状況でございます。

難聴となりまして日常生活に支障を来し、社会参加の維持が途切れ、生きがいが持てなくなってしまふことのないように支援することは、重要なことでございます。

先ほどのご質問にありましたように、今後、多くの皆様から要望が出てくるような状況となりましたら、その時点で検討をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、ご答弁では、そういう声が多くなってくれば検討していかなければならないということですが、まず私は、実態の把握、これ、正確に把握はされてなくて、昨年のご答弁でも、加齢性難聴に関する認識ということでお聞きした場合、75歳以上では半数の方が、普通の大きさの会話では聞き間違い、聞き取りにくさを感じると、中等度難聴レベルというようなことらしいということで、認識についてはそういうご認識をお聞きしました。

それで、今そういう声が上がってくればということなんですけれども、実態がどうなのか、本当にそんな、75歳以上で半数ということなのか、そんなにはいないのか、実情として今、加齢性難聴で悩んでおられる方について、少し、例えば、人数だとか、そういったことについて把握の調査をされたほうがいいんじゃないかなと。まずそれをやってみていただけないかなという感じがしますが、どうですか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

調査などの実施につきましては、必要性があれば行うことという形になるかと思いますが、いずれにしても、そういったご要望の声が聞こえてくる段階で考えたいと思います。

また、あれですけれども、高齢者と接することの多い職員に確認をしたところでございま

すけれども、そういった直接的な要望は受けていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 何とか自分のことだからということで、皆さん思っ、なかなか相談ということにはならないと思いますが、やっぱり前進させていくためには、少し行政が、待ちの状況というのもあるんですけども、私は少しその辺を、実態の把握から始めていただきたいというようなことを、強く要望させていただきます。

では次、質問要旨4ですね、高齢者生活困窮者の福祉施策ということでは最後の質問ですけども、国保についてです。

国民健康保険ですね、これは、ひとり親世帯とか、それから派遣労働など非正規雇用の方で国保に加入されている方、かなり負担が大きいというふうに言われています。以前にも、私がこの国保のことで課税の方式に関して伺いました。今回お聞きしたい点としましては、来年の秋から75歳以上の後期高齢者医療の自己負担が倍になるというふうになっていますが、そのことで、私も具体的に分かりませんが、いろんなネットの情報なんかを見たりしているんですが、国保税を構成する措置として後期高齢者医療支援分がありますけれども、これについては75歳以上の後期高齢者の自己負担が倍になるというようなこともあって、ここについて何か変わっていく部分というか、そういうのがありますか。

それからもう一つは、国保税計算の資産割ですね、これは現在、県の方針で廃止に向かって進められているということですけども、子供さんも課税対象に入れる均等割、これについては法律上なしにするということは何かできないというようなふうに認識していますけれども、自治体独自に見直しを、軽減とか、以前も聞きましたけれども、こういったことについてできないかどうか、国保税額の今後の見通し、それから負担軽減などについてお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 先ほどの質問を一度、生活困窮のところ、よろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 答弁ですか、はい。

○住民課長（塚原貴志君） お答えする前に、先ほどご質問をいただきました生活困窮者、生活保護の申請件数等でございます。

松本保健福祉事務所に相談を寄せられている方につきましては、4名の方でございます。別に回答いただいている部分で2件2世帯という形になっていますので、2世帯の方かと思

われます。詳細については差し控えさせていただきますが、年齢と性別をお伝えしたいと思います。70代の男性が1名、40代の男性が1名、30代の女性が1名、お子様が1名でございます。

以上でございます。

引き続きまして、国民健康保険税、今後の見通しについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、麻績村国民健康保険税の現状についてご説明を申し上げます。

麻績村国民健康保険税につきましては、令和3年度から税率が変更になってございます。税率が変更になりましたのは、平成26年度以降6年ぶりとなります。

主な変更点としまして、国保税を構成する医療分、支援分、介護分、3つの要素全てにおいて資産割の税率を引下げ、さらに介護分の所得割、均等割、平等割についても税率の引下げを行ってございます。

このうち、資産割の引下げにつきましては、令和2年度に長野県が策定しました長野県国保税の水準の統一に向けたロードマップの中で、令和9年度までに県内全ての市町村において資産割を廃止するとされております。このロードマップに従いまして、令和9年度までに資産割の廃止に向け、引下げを順次行っていくという形になります。

また、令和2年度までの国保税のうち、介護分の税率につきましては、麻績村の属する松本医療圏内3市5村の中で非常に高い水準ではありましたが、近年の麻績村国保加入者の医療費水準や麻績村の国保特別会計の財政状況等を考慮した上で、令和2年度に行われました国民健康保険運営協議会での協議の結果、引き下げることとなりました。

令和4年度以降につきましても、資産割廃止に向け、引下げを行ってまいります。

以上を踏まえた上での今後の見通しですが、申し上げたとおり、資産割につきましては今後も段階的に引下げを行います。一方で、資産割引下げの影響によりまして、国保税額として集めるべき額が不足する可能性は少なからずございます。その点につきましては、現状での国保特別会計の財政状況から、直ちにそのようになることはないと考えております。

しかし、そのような場合になった対応策としまして、資産割以外の税率を上げることが予想されますが、可能な限り税率を上げることなく対応していくための準備としまして、基金の積立てを行っておる状況でございます。

続きまして、負担軽減策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

本定例会に議案第2号で提出をさせていただきました議案につきましては、令和4年度か

ら、未就学児に対する均等割額を10分の5に減額する改正案となります。

したがって、令和4年度からは、未就学児の税額が減額され、子育て世帯の経済的負担軽減につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 詳しくご説明いただきました。

今、未就学児の均等割の部分ですが、これについての軽減と申しますか、それをされていくということで、ひとまずそういったことについて、私としては大いに歓迎する部分なんですけれども、そうですね、以前お聞きしたときに、今お答えありましたけれども、所得割、均等割、平等割、これのほうが、資産割はいずれ、令和9年で廃止ということですので、この所得割、均等割、平等割のほうが増えていくのかなというようなことは、今、ありましたけれども、国保の基金の関係との絡み、それから医療費等がどうなるかということで、県への納付金も変わってくるわけなんですけれども、医療費の関係の部分について、これはなかなか分からないかと思っておりますけれども、基金である程度、国保税を上げずに維持できる部分というのは、どんな感じなんですか。まだ相当大丈夫なんですかね。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきたいと思っております。

基金につきましては、先ほど申し上げましたように、国保税をなるべく上げないで運営していくための準備という形で考えてございます。

しかしながら、議員おっしゃいますように、医療費の関係等は先が読めない状況にございます。医療費水準等もあるわけでございますが、麻績村につきましては、長野県下、令和元年度については、ワーストというんですかね、29位、ですから、大分昔よりもいい水準となっております。令和2年度につきましては、48位まで順位を下げているという状況もございます。こういった順位を維持するとともに、維持するためには、住民の皆様に健康でいていただくのが一番かと思っております。国保の健診等を積極的に受けていただく中で、また、健診結果につきましては保健師がそれぞれ個別に返却をする中で健康相談等に乗っておる状況でございます。そういった活動を通しまして、医療費水準につきましては順位を保っていきたくて考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も以前にその部分でお聞きをしましたけれども、すごく今努力をされていただいて医療費が下がってきていると。私も前の前のときに、国保の運営委員をやっていたときはいつも1位とか2位とかということで、県下で、医療費の高いのを言われていましたけれども、ただ、麻績村の場合は、ほかの市町村に比べて計算の仕方、分母が小さいわけですから、市街地と比べればですね。ですので、医療費が急に多くなる方が増えれば一気に順位は上に上がっちゃうというようなこともありますので、今努力をされている国保の健診とか、そういった部分はより充実をさせていっていただいて、とにかくいろんな点で、国保税についても、それから介護保険についてもそうですけれども、村民の皆さんの声ではやっぱり、ちょっと高いんじゃないかとか、今後どうなるのかということについて大変、関心といいますかね、そこら辺の不安もありますので、ぜひ基金もありますし、それから本当にどうしても、県からの納付金から増えてどうにもならないというときは、まず、保険税のアップということでなくて、例えば一般会計からの繰入れなんかも含めて、最大限そっこのほうで抑えていく努力をぜひお願いしたいということ、ここで申し上げたいと思います。

すみません、それでは、最後の質問に行きます。

村独自の教育方針について伺いたいと思います。麻績村独自の教育方針。

平成29年6月に、麻績村の教育方針に関する研究検討委員会が設置をされまして、村独自の一貫教育についての研究検討が3部会で分かれて進められてきました。

しかし、既に村単独の学校運営がスタートしまして、もう1年9か月ぐらいになるんですかね、部会の協議内容は館報に掲載をされまして報告されてきましたけれども、これ、最終的にまとめられるのか、いつ頃まとめられるのか、そして村民の皆さんに提示されるのかということについて、理解をされている村民の方はあんまりないんじゃないかというふうに思われます。

生坂村では、今年4月に保小中一貫教育研究検討協議会ですか、そこから村へ、進めてきた検討結果が最終報告書として提出をされました。冊子にまとめられまして、ホームページにも載って公開されております。

昨年12月もこの一般質問で宮川議員のほうから、この方針のまとめについて、しっかり行っていただきたいというような意見も述べられています。

そこでまずお聞きしますけれども、この麻績村独自の教育方針について、研究検討委員会で行ってきた内容について、最終的なまとめとか報告というのはどんな形になっているのか、お聞きをしたいと思います。教育長にお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） お答えをしていきたいと思えます。

麻績村独自の教育方針についての検討研究委員会の関係でございますが、研究検討委員会は、麻績村教育大綱や第6次振興計画の施策において基本となる施策事項の実施に向けての課題や事業内容の研究を行い、今後の麻績村の教育、特に少子化が進む中での保育所から小・中学校への一貫した学校教育や社会教育、生涯教育に必要な施策を生み出し、教育大綱や各種計画の施策を進めていく部分での課題等を洗い出す中で、見直しや事業が進められるように行ってきたものであります。

まとめを行い提言を行う会議ではなく、それぞれの会議に助言等を行うことにより、事業の推進に役立たせることを目標にして行ってまいりました。ご理解を賜うようお願いいたします。

また、村民に周知がなされるかということですが、研究検討委員会の研究検討は、各事業別に、先ほどおっしゃられました、保育園学校部会、社会教育部会、子育て支援部会の3部会で研究検討を進めてきたものであります。その都度、進められている事業の内容について館報等を活用し公表しながら進め、一定の方向性がついてまいりました。現在は、委員会活動を休止しておりますが、周知につきましては、それぞれの事業開始に合わせて事業内容等を周知しておりますので、改めての周知は考えておりません。しかしながら、今後の評価等において課題等が出てくることは多数あると思えます。その時点において、改めて委員会等の再開を考えておりますが、村民への周知等におきましては、今までと同じく各事業を進めるに当たりまして、広報紙等の利用を考えております。

さきに申し上げましたが、研究検討委員会は、保育園学校部会、社会教育部会、子育て支援部会の3部会を設けて、個々の事業の課題を洗い出し、予算措置の必要なもの、また、費用を必要としない改善等、できることから進めるように行っており、各事業ごとに事業内容の周知を行い、実施してきておりますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきましたけれども、最終的にはまとめて公表するような形のものではないということで、今おっしゃられましたけれども、現場の実務的な内容を話し合ったと、言い方は悪いんですが、そういうレベルの委員会だったように、私は感じます。

村民の皆さんの多くは、まとまった方針、冊子になって公表されるものじゃないかというふうに思っている方は多いと思います。この辺についてどういうふうにお感じになりますか。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 先ほど申し上げたとおり、個々の事業において出しております。ですので、一つ例を取れば、一貫教育につきましては、毎年度、保育園、小学校、中学校の保護者、家庭に対してリーフレットをしっかりと出す中で、一貫教育の進め方をお願いし、その中で行きますと、やはり交流授業等も保護者の理解を得る中で、小学校でいえば4日間の中学校体験、また、今年においては保育園が1日かけて小学校へ1日体験と、いろいろな部分で活用させていただいております。

また、生涯教育の関係につきましても、昨年、一昨年から村の文化財のことについて、やはり勉強会を開きたいというような部分も課題に挙がる中でしっかり検討し設置をされて、もう3年にわたり、各地区のご協力もいただきながら、その勉強会を開いております。ですので、今のところ、地域の皆さんにもそういう部分で公表というか、ご理解をいただいている部分だというふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私は、広く聞いて回ったわけではないですが、多くの村民の方は、今までやってきたことがどうだったのか、それが、細かい部分について、どういう方針でどういうことを進めているというようなことをしっかり認識するようなことに至るようなものは、館報ではお知らせはいただいたんですけども、麻績村独自の教育方針ということで、先ほど教育長、これから総合教育会議も開催されて、それで教育大綱も、これは令和4年度まで今のはなっていると思いますけれども、そういうところにも反映していくというようなことになれば、私は何かまとめて、こうだったとか、今までのものを、こういうようなことについてはこういうふうに話し合っ、こういうことだったという、そのまとまったものが出ないというのは何か、これはただ現場でいろいろなことを話し合っ、こういうふうにしていくということを話し合ったというようなレベルに、私は感じてならないんですけども、そうすれば、そういうことでまとめて、いつまでに公表するとか、そういう冊子みたいなものを作るということではないということなんですね。改めてもう一回お聞きしますが。

○議長（峯村賢治君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） はい、そういうことでございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） どうなんですかね、私は、一般的な村民の皆さんの感覚からすれば、ちょっと何だろう、麻績村独自の教育方針というようなふうにあったって、あればある程度そういったものがしっかりしたものができんじゃないかというふうに、皆さん思っているんじゃないかなと思います。だけれども、実際には、実務的な現場でいろんなことについて課題を出し合って、これからもまだ続いていくというようなことですから、ちょっとその辺の認識というか、理解が、村民の皆さんはそういうふうには思っていないんじゃないかなと思います。言い方はよくないですけども、ちょっと何か、私は中途半端な感じがします。

そして、教育委員会と村民との間の距離といいますかね、すごく離れてしまっているといえますかね、身近に感じられないんじゃないかというふうにさえ思ってしまう。ぜひそのあたりを、村民と気持ちを通い合わせるような教育行政を意識して進めていただきたい、そういうふうには思います。

改めて、今お答えありましたので、これからどうしていくということは特になんかということ、まとめるということはないということを確認させていただきましたので、そういったことを村民の皆さんがどんなふうには受け止めるか、これからだと思えますけれども、しっかり方針ができたなら、それに基づいて、こういうふうにはやっているということをもう少し何らかの形でお知らせするなり、そういうことをしていただきたいというふうに、私は思います。

以上を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。10時50分から再開したいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（峯村賢治君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

---

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。

先に通告いたしました項目について質問いたします。

1点目は、麻績村総合戦略・人口ビジョンについて、2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける村内小規模事業者に対する支援についてです。

一問一答形式で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは伺います。少子高齢化が急速に進む中、平成26年に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、これに基づき、2060年に人口1万人程度を確保する中長期ビジョンと5か年計画の政策目標、施策等を掲げた、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。これを受け、麻績村におきましても、平成27年より、麻績村人口ビジョンに基づき、第1期麻績村総合戦略が策定されました。これにつきましては、私も、住民代表の審議委員として、各界の代表の皆様とともに検討に加わらせていただきました。

令和2年よりは、総合戦略の2期目に入り、しあわせ信州創造プラン2.0等に合わせ、SDGsの理念を組み込む中で見直しを図る予定ということでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、各種評価値の見直しを余儀なくされ、審議会も、今年度は資料配付のみで開催されておられません。そこで、これまでの第2期麻績村総合戦略の経緯とコロナ禍での見直しについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

宮下議員におかれましては、審議委員の一人ということで審議会にご参加をいただいているところをございまして、内容について十分ご承知かと思われまます。そういった中で、第2期の麻績村総合戦略につきましては、第6次の進行計画の期間に合わせて、令和2年から令和4年までの3か年ということになっております。第1期、第2期とも、前年度の計画に対する評価報告と次年度に向けた改正について、毎年6月に審議会を開催しております。

議員おっしゃられますとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止という観点から審議会を開催せず、審議会委員の皆様には個別に訪問して、令和2年度分の評価、それから次年度に向けた改善策ということでお話をさせていただいております。令和2年度につきましては、ご承知のとおり、コロナ禍によって、人流の抑制の観点から、教育だとか福祉

等の施設利用の抑制、それから、事業実施の見送り、観光事業等では、観光客の減少によって各種の利用状況が減となっておりまして、コロナによる影響が数値として表れております。このことにつきましては、新たな変異株の感染の拡大の状況を見ながら事業展開を今後図っていききたいというふうに考えております。

また、コロナ禍においても、事業施策ということで、移住・定住促進住宅の建設や地域おこし協力隊の採用等によって、移住者、それから新規就農者等、数値目標については順調に事業展開は進んでいるということでございます。いずれにしましても、今後の感染症の拡大状況を見ながら、令和4年の目標に向かって進めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） コロナ禍等での変化激しい時期だと思いますけれども、ぜひ、迅速な見直しをお願いしたいと思っております。そんな中で、第6次の麻績村振興計画との兼ね合いで、平成24年と平成29年に住民アンケートを行っておると思うんですけれども、これにつきましても、数字に表れない部分の分野という中では、やっぱり、住民アンケート等も大変有効な方法だと思っております。これにつきまして、今後、住民アンケート、あるいは、第7次の進行計画のために住民アンケートをする予定等ありますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思えます。

第6次振興計画につきましては、来年度、再来年に向けての更新に向けて、来年度、計画を策定していく準備に入りたいと思っております。その中で、今までもそうございましたけれども、今、議員おっしゃられるとおり、住民アンケート等実施する中で、住民の意見を吸い上げ、その第7次の振興計画の中へ盛り込んでいくというような形になろうかと思えます。いずれにしても、方法につきましては、どういうふうな方法をとるかというのは、まだこれから検討中でございますけれども、住民の意見を十分反映させた形の計画というふうに持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

人口ビジョン等の評価値におきましては、人口の社会減を最低限に抑えるということで、定住住宅の建設など、PDCAサイクルの中でもチェックとアクションの関係が大変うまく

いていると思います。しかし、テレワーク事業や観光分野では、目標値ばかりでなく、基準値をも下回る数値も出ております。

そこで、高野村長にお伺いいたします。麻績村総合戦略に対する高野村政としての自己評価と、課題分野に対する改善の提言等ありましたら、ぜひお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まずは、3期12年の間、村民皆様にご支援を賜り、公約に掲げた各種の政策の具現化が進みましたこと、また、突如の新型コロナウイルス対策などにも、村民皆様のご理解、ご協力を賜りまして先駆的な対応ができましたこと、深く感謝を申し上げるわけでございます。誠にありがとうございました。

顧みますと、12年前、麻績村では、少子高齢化の急速な進展によりまして多くの課題が生じておりました。農業後継者不足による農地の荒廃化、若者減少による児童・生徒数の減少、地域コミュニティの崩壊、地域産業の衰退など、こうした現象を改善するには、1人でも多くの若者に住んでいただくことが必要、そのための施策に重点を置いて進めてまいったわけでございます。

住宅整備、子育て、教育環境の整備、安心・安全の村づくり、新規就農者育成と農地の荒廃化抑止、高齢者福祉の充実、健康長寿の村づくり、観光事業運営の見直し、また、貴重な歴史文化遺産の保全などなど、新たな事業を実施してまいったわけでございます。おかげさまで、近年は若者の新規定住者は増加傾向となりましたし、出生数も、今、増える状況でございます。農地の荒廃化抑止、それから農業後継者の増加、こういったものも数値で見える形になってまいりました。

自己評価について問われているわけですが、総じて申し上げますと、5段階のうち4ぐらいかなと、これは、自分ではそのように思っているわけでございます。そしてまた、今まで進めてきた政策の中での次期村長への提言といたしますか、改善提言について問われているわけですが、このことは次期村長が執行することありますので、申し上げることは控えさせていただきたいという思いでございます。あえて申し上げるとすれば、多くの事業、今、議員からもご指摘を受けたわけですが、まだ道半ばというものもございます。こうした中で、後退するというのではなく、前進に向けて継続を基本に充実を図っていただきたいなど、そんなことを願っているわけでございます。

以上、答えさせていただきました。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

10月1日の臨時議会におきまして議決されました令和3年度麻績村一般会計補正予算（第5号）の、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた村内事業者支援金につきまして、交付状況をお聞かせください。

また、併せまして、12月31日に期限を迎えるおみぼん商品券の回収状況等、分かりましたらお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、先に、おみぼん商品券の件について答弁させていただきます。

発行総額3,175万2,000円ということで、1枚2,000円ということでございまして、2,646人のうち、11月末現在で2,723万2,000円のご利用がございまして、今現在、利用率が85.6%ということでございます。議員おっしゃられますように、今月の末が使用期限ということになって、残り僅かとなってきております。全額ご利用いただくように、利用喚起の広報等を12月の初めにさせていただきましたけれども、今後も広報させていただきますと思います。

また、利用先ということでございますけれども、これにつきましては、金融機関別ということで集計ということになりますけれども、商工会関係で653万8,000円、利用率で24%、農協関係ということで2,069万4,000円、76%ということで、4分の3強が農協の利用というような形になっております。

以上でございます。

○村長（高野忠房君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 小規模事業者の支援についてというご質問をいただいておりますので、私のほうから現在の状況をお話しさせていただきます。

村内事業者への支援金の状況につきましては、令和2年度に35件、約748万8,000円の交付金を支給しております。今年度におきましては、これまで3回の交付を実施しておりますけれども、その3回合計で申し上げますが、71件、1,420万6,000円の交付金を支給しております。また、これまでの総合計で申し上げますと106件、2,169万4,000円ほどの支援金の

交付を行って支援をしているところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほどのおみぼん商品券の関係のJAの67%の内訳とかは分かりますでしょうか。

○村長（高野忠房君） 推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

JAの関係でございます、小売の関係でございますけれども、1,711万4,000円がA・コープさんということで、小売の関係でございます。それから、ガス・石油ということで給油所関係が290万6,000円、農業用機械等の関係でございますけれども、車も含めて、協同機械化センターが40万8,000円、農業資材ということで、あぐり資材センターの関係が26万6,000円でございます。

このほかに、商工業者さんで農協を使っているところもございますので、先ほどの数字とは若干集計が合わないと思いますけれども、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

交付金につきましても迅速な対応を本当にありがとうございました。商工業者の代表といたしましても御礼申し上げます。

商品券のほうにつきましては、長引くコロナウイルス感染症の影響で村内のサービス事業者を中心に大変厳しい状況が続いております。特に、飲食店、食品加工業などでは、食品衛生法の改正等による設備投資等が必要になる見通しなどもあり、大変悲痛な声も聞こえております。また、商工業者の1割程度を占める建築関係の事業者も、長引く建築不況等で土木業の補助など副業に携わざるを得ないような状況の方が増えております。建築業者の方々、大変優秀なスキルを持っております。これを生かせないような時期がずっと続いております。そんな中で、今後、コロナウイルス等の、復興に向けての国の交付金等があるかと思われまます。そういったときに、村内で使えるG o T o イート券でありますとか、住宅リフォームの補助券等の目的別の商品券というような形のもの、また、先ほど塚原議員からも質問がありましたけれども、灯油券とかガソリン券とかそういったものでも結構ですので、普通のただの商品券だと、どうしても食料品や日常雑貨のほうへ流れてしまうということがあります。

これにつきましては、やはり村内の事業者としては多少ちょっと問題があるような部分も出てくると思います。それにつきましては、そういう目的別の商品券というようなことに対する検討はいかがかということをご質問させていただきたいと思います。

○村長（高野忠房君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、地域経済の活性化及び居住環境の向上を目的として、住宅などリフォーム工事に対して、県内においても商品券を発行して助成をしている自治体も見られます。当村においては、先月実施しました村内の事業者への支援金の交付に際しまして、各種事業者への減収の状況を把握するため、村内事業者の皆さんにご協力をいただきましてアンケート調査を実施させていただきました。今回、支援金につきましては、この調査をもとに商工会と協議をしながら、影響の大きい事業者への支援を実施させていただいたところでございます。今後も、事業者支援につきましては、商工会と協議をしながら、支援の必要なところに必要な支援施策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほどの住宅リフォームについてですけれども、近隣の市町村等では、やはり、住宅リフォーム補助ということで10%から20%、上限で20万円程度の補助制度があります。麻績村におきましては、高齢者と障がい者のみを対象となっております。平成10年に供用開始となりました下水道事業の関係で、個人宅のトイレとか水回り、大分、老朽化が進んで入替えの時期に入っている形もあると思います。今、トイレとかお風呂とか、コロナの影響で半導体が間に合わないということで、大分、品薄になっているようですけれども、多分、春先になってくると間に合ってくるような状態になるんですけれども、そんな関係で、先ほど言ったリフォーム補助券と別な考えでもありますけれども、ぜひ、住宅のリフォーム補助という形をお願いしたいと思います。これにつきましては、多分、若者定住という観点からも、やはり新築とかそういうあれだけではなくて、若者のUターン促進とかそういうことも含めまして、ぜひ、リフォーム補助金制度を常設化ということも考えていただきたいと思います。思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしく願いします。

○村長（高野忠房君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、リフォームの関係で商品券を出したり、リフォーム券を出して助成をしている市町村があるということは認識をしております。ただ、麻績村としまして、そういったことをこれから検討していくわけでございますけれども、その状況を把握する中で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、それにつきましては、ぜひ、これからも検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

大変短いですが、私の質問、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○村長（高野忠房君） 宮下議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、茂木泰男議員の一般質問を許可いたします。

なお、茂木議員より、着座にて質問を行うことの要望を受けておりますので、これを許可いたします。

茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 4番、茂木泰男です。

さきに通告した内容について、自席にて着座で質問をいたします。

質問事項1として、高野村政3期12年を振り返って、質問事項2として、外来種の繁茂が村内に拡大への対策は、この2点を質問します。

それでは、質問事項1から、要旨に沿って一問一答にて行います。

要旨1、まず、村長3期目12年を振り返って、記憶に残る事業または課題は。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 長い間、本当にありがとうございました。実は、このご質問の答弁を考えた際に、12年前、就任当時の記憶をたどってみました。大きな出来事が、まとめてみましたら大きなものだけで70項目ぐらいございました。そうした中で、記憶に残るということでしたので、幾つか拾ってみました。

まずは、明治期に築造されました芦澤川の石積堰堤の保全ができたこと、それからまた、これが国の登録有形文化財の指定を受けたことということでもあります。そして、これは長野県を代表する歴史ある砂防遺産として、現在、全国に紹介をされているわけございまして、本当にこれは記憶に残る仕事でございました。

それから、聖高原の大型廃屋、旧ホテルの跡でございますが、実は、この権利解消と解体につきましては、6年の歳月を要したわけでございます。多くの方のご協力を得て完了したこと、このことは、歴代、4代の村長さんの懸案事項であったわけございまして、本当に関係の皆様には感謝申し上げます。

次に、麻績小学校で独自の特別支援学級が開設できたということでございます。これにつきましては教育委員会の大変なご努力によったわけでございますが、ここでは3名の対象児童が巣立っていったわけでございますが、現在は見違えるほど成長していて、本当にうれしい思いをしているわけでございます。

次には、天皇皇后両陛下が麻績村に行幸啓、お食事にお招きをいただきまして、麻績についてお話をさせてといただいたということでございます。一生に一度もないようなことが経験できたということでございます。そして、このときに思ったことは、麻績という名前をこれからも大切にしていかなければいけないんだなということ、改めて知らされたわけでございます。それと、天王皇后両陛下の優しいお心といいますか、こんなことに触れさせていただいて、本当に幸せを感じたわけでございます。

次に、地権者様のご理解、ご協力を得て始めました若者住宅の整備、これも非常にスピーディーに進んだということでございます。このことによって若い人たちが増えた、そして、ここで子供たちが生まれたということございまして、このことによって、子供たちの数、学校の各クラスの数等も大分増えてきた傾向にあったということでございます。しかも、この村で進めた若者住宅につきましては、過去の経過を見ますと、入居希望倍率が2倍以上ということございまして、この辺も、時代ニーズがつかめたかなということで、うれしく思っているわけでございます。

それから、これは長年の懸案でございました第二公民館の整備が、いろいろな制度を考えても、なかなか難しいということで、なかなかできなかったわけでございますが、この整備が、地域の防災拠点、それからコミュニティ拠点、それからテレワークセンター、これらの機能を備えた形で整備ができたということは、本当に地域の皆さんとしても大変ありがたいことでございますし、特にテレワークセンターにしては、例えば、今年等についても利用率

が大分上がってきておるわけでございまして、今後こういったものもさらに生かされていくのかなという思いをしております。

それから、これも長年の懸案でございましたが、高畑野口線でございます。これは、前代の村長のときからの懸案でございまして、なかなか具体化ができなかったということですが、今回は、ほぼ完成に近づいているということで、これも非常にありがたいと。これによって、矢倉、野口へは大型車両が入れるようになった、それからこれも、下井堀からも、両方から入れるようになったということで、大きな災害が起きても、あの地域、大切な地域でございまして、安心が確保できたというふうに思っているわけでございます。

一方、残念なこともあったわけでございますが、その中で一番は筑北村との学校統合問題でございます。これは、村長に就任してすぐに、当時の筑北村飯森村長さんと進めようということでスタートしたわけでございますが、なかなか、それぞれ住民の意見、一致するまではいかずに、筑北村さんでは村長選挙があつて大きな方向転換がされ、結果的には今のようになつてしまったということでございます。今の形が悪いということではなくて、当初の学校統合の形に至らなかったということが、残念だなと思っております。また、これについては、今後、時が解決していくのかなと、そのように思っているわけでございます。

それから、また、課題はということでございまして、先ほども申し上げましたが、今の事業につきましては全てが完成形ということではございませぬ。まだまだ、中には道半ば、さらには充実して進めなければいけないという事業もあるわけでございまして、これらの事業が継続され、そしてさらに発展していくことを望むわけでございます。そのためには、村民が一つになつて、今の流れをご理解いただきながら、さらに前進するよう、そして発展させていくよう、そんなことを願っているわけでございまして、それからさらに、私が去つた後、新たなリーダーは、この課題解消に向けて全力で取り組んでくれるだろうと、そんな期待を申し上げているわけでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 高野村長、3期12年を振り返つてということですが、いろんな事業を今お聞きするとやってきていただいて、本当に感謝を申し上げます。

要旨2に入りますけれども、令和4年1月に退任する現在の心境と村発展への期待は。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 退任まで40日近くになったわけでございます。12月は、今年度の締めくくりや、それから新年度に向けての計画などの事務に追われる月であります。最後まで気を抜かずに務めてまいりたいと、こう思っております。村民の皆様にご感謝申し上げながら、無事退任できることを願っているわけでございます。麻績村は無限の可能性を持った村であります。先人たちのご努力や築き上げた成果を大切にしながら、上皇様が特別な関心を持たれました麻績という名前を消すことのないよう、村民が心を一つにして発展していくこと、こんなことを期待しているわけでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 私も、今、村長さん、お話ししたとおり、麻績へ来て50年近くなるんですけども、やっぱり、聖高原に降りたときに、まず先は、わあ、えらいところに来たな、こんなような感じでしたんですが、大分今、50年近くたつと、駅前もずっと変わったりして、本当に一番印象に残ったのは聖高原のホテル、あれにはいろいろ思い出がありまして、やっぱり、下で中華を食べたり、壊すとき遠くで見ていたんですが、やっぱりジーンと来るものがございました。村長、本当に長い間ご苦労さまでした。まだ、これでお別れではございませんので、ぜひとも健康に留意されて、村のことに、また目を向けていただきたいと思います。

それでは、質問事項2に入りますが、外来植物アレチウリ・セイタカアワダチソウ・ヤグルマギク等の繁茂が拡大し、既存植物の生態系に悪影響を及ぼしているが、対策などあるのか。お聞きしたいです。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、外来植物の繁茂、抑制策についてお答えをさせていただきます。

麻績村におきましても、アレチウリをはじめとする外来植物が繁茂している状況にあり、特に河川敷、荒廃地に多いと認識をしております。外来植物は繁殖力が旺盛で、ほかの植物の成長を阻害し、在来植物を減らしてしまいます。また、生態系などにも影響を与えておりますが、成長が早く、広がる、刈ってもまた再生する、たくさんの種子をつけるなど、駆除には非常に手間がかかるため、現時点では具体的な抑制策はございません。特に、アレチウリの駆除につきましては、種子をつける前に抜き取る、できるだけ小さいうちに抜き取る、1年に数回抜き取るというような手間がかかるとともに、駆除作業を数年間続ける必要があ

るとされております。したがって、継続的な作業が必要となります。したがって、土地の所有者、管理者においては、所有地、管理地内の駆除を行っていただき、各地区においては、地区内の環境整備、河川整備に合わせた駆除作業を継続的に実施していただくことが、地道ではございますが効果的な駆除方法と考えます。

村としましては、機会を捉えまして、外来植物に係る記事等を広報紙、ホームページ等に掲載をしまして周知を図り、外来植物に関心を持っていただき、それぞれで駆除に取り組んでいただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） セイタカアワダチソウはキク科の多年草で、基本的には手で抜いたりすると、やっぱり根が少しでも残っていれば繁殖が大変多いと、駆除方法は、これは除草剤なんです、議長は大嫌いなあれだと思いますけれども、グリーンサポート系の除草剤が有効であるというようなことが書いてございました。原産国はアメリカの外来種で、繁殖力が強いのが特徴で、要注意外来生物に指定されているということを書いてございました。

私のふるさとの安曇野市では、田畑、ほとんど田んぼですが、休耕田へ、ヤグルマギクなどの除草を、収穫後、圃場に水を張って死滅させる方法で行っている。それから、5年計画でやっているのですが、まだまだ今年も、ちょっと見に行ったんですが、終わりそうもないんで、稲を刈り取った後、1か月以上、水を張るそうです。農家には10アール当たり1万円以内を交付する。

麻績村では、ヤグルマギクは見当たらないんですが、セイタカアワダチソウは多い、駆除の補助金等あるのかないのか。また、村民全体に周知をして、やっぱり、何年計画でやらないと、これはなかなか難しいと思いますけれども、セイタカアワダチソウ、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 補助金については、現在のところ、ない状況でございます。駆除方法につきましては、先ほど申し上げたように、数年間作業が必要となるということも踏まえまして、個人の敷地、また管理地への立入りについてはなかなか難しい場面があるかと思っております。村内の一斉駆除という方法もあるわけですが、先ほど申し上げたように、継続的にということもありまして、個人または地区によりまして行うことが効果的であると

考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 麻績村をずっと回ってみると、やっぱり、山へ入り込んでいるセイタカアワダチソウ、ヤグルマギク、あります。そういう場合、やっぱり、村民にしっかりと周知をしていただいて徐々にやっていかなければ、何年計画になるか分かりませんが、そんなようにやってもらえばありがたいな、こんなように思いますが。村民に周知をしていただけますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

村のホームページ、また広報紙等を十分活用する中で周知広報に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それでは、私の質問は終わりますけれども、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木泰男議員の一般質問が終了いたしました。

---

#### ◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 続きまして、飯森寛志議員の一般質問ですが、その際、昼食休憩を挟む可能性があります、その際は休憩を取りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） はい、結構です。

では、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 5番、飯森寛志です。

事前に通告いたしました1番、森林山林整備管理について、2番、気候非常事態宣言2050ゼロカーボンについて、一問一答、2つの質問にご答弁をお願いいたします。

まず、1番の森林山林整備管理についてですが、村の面積の約75%が山林ということで、皆さん、お気づきではあるんですが、あまり関心がないというような気がいたします。荒廃していく村内の山林整備管理に関して、平成31年4月より、この管理の制度化がなりました。森林経営管理制度、新たな森林管理システムの実施状況について質問いたします。

この森林山林管理については、以前、他の議員よりも質問がありましたが、再度お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

麻績村では、特に上水道の水源地を聖山山麓に7か所持っております。また、防災面からも、近年の豪雨による土砂災害の危険性、そして、またここに多くなってきておりますが、有害鳥獣の増加による農作物への被害等があります。今年、ため池のハザードですとか土地災害の災害マップ等々、配布されましたが、山林森林関係での部分にはまだまだ触れておりませんので、非常に危惧しているところでございます。また、森林管理住民の高齢化と、区、土地、土地会社の関係者の減少等、管理に関する状況は、かなり厳しい状況が昨今でございます。村民、住民の生活に直結する問題を数多く含んでおり、早急の課題解決を望むと考えています。

森林管理には、ご存じのとおり、伐採、植栽、育成、このサイクルがあり、非常に長い年月を管理に要するものであります。現在の麻績の山林は、植栽から約40年から60年たっておりますが、平成31年4月の制度化された森林管理制度に十分適応するものと考えております。この制度は、既にご理解しているとおおり、対象森林の設定から始まり、所有者の確認、意向調査、対象と実施時期の決定等々ございまして、森林所有者、管理者の意向調査、境界の明確化をして実施されるということです。その中で、経営管理者、経営管理、経営集積計画の公示となりまして、これは経営管理権の設定でございます。これらは、所有者が自ら管理経営ができていないと回答した山林が対象でありまして、意向調査からおおむね1年以内に経営管理権を設定しなければならないというように設定されていると認識しております。また、この調査を実施して、林業経営に適した山林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理を委託し、林業経営に適さない山林は市町村が経営管理を責任を持つてするということになっております。

そこで、私、近隣の関係者と経営事業者に何件かヒアリングいたしました。そうしましたら、松本エリアでは、この制度の適用はまだまだ進んでいないという回答がございました。特に、山林の境界が不明確、また、その山林の登記簿が、まだまだ名義変更がされていないということ、それと、近年の松枯れ対策に時間を取られて、そこまで手が回らないというこ

とが非常に大きな障害になっているということでございました。ちょっと長くなりました。

そこで質問です。森林経営管理制度、平成31年4月から制度化されておりますが、この進捗状況をお聞きいたします。

問題趣旨が関連しております。続けてお聞きしたいので、趣旨のほうを行います。

令和3年度現在で、麻績村の森林面積は約1,940ヘクタールございます。内訳は、個人所有で60%、集落所有で16%、村所有で15%、団体、地元土地会社で6%、その他3%の内訳でございます。この森林管理を実施している村林、地区林、個人林、団体林の規模はどのようになっていますでしょうか。また、管理未着手林の作業手順は今どこまで進んでいるか。特に、聖山山麓は当村の水がめであります。この対応はどうなっておりますでしょうか。また、これを進めていく場合の障害はどのようなものがあり、その対策案はどうなっておりますでしょうか。また、県の林務部、森林経営管理支援センター等、近隣市町村との連携はどうなっておりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議員のおっしゃいますとおり、森林経営管理制度につきましては、平成31年4月から始まった新たな森林管理システムでございます。森林環境税、それから森林環境譲与税を財源としまして運用する制度となっております。当村においては、現在、森林経営管理の実施に向けて準備を進めているところであります。現時点においては、森林経営管理している森林はございません。

続きましての質問でございます。現在、当村における森林経営管理制度実施方針を作成しているところであります。この方針を作成した後に、個人所有林のうち森林簿において、アカマツ林について、それぞれ調査を始めてまいりたいと思っております。

それから、聖山麓の水源の関係でございますけれども、こちらにつきましては、水源の多くが保安林の指定をされております。この保安林につきましては、県のほうで、今回の森林経営制度には入らない場所になってまいりますので、こちらにつきましては引き続き県の事業で実施していただくよう、村のほうからお願いするような形で進めてまいりたいと思っております。

それから、障害の関係でございますけれども、先ほど、議員もおっしゃいましたとおり、地番問題につきましては所有者が不明という形のものがございます。これにつきましては、村のほうで所有者を確定してお知らせをするわけでございますけれども、所有者が未定の場

合は、そのまま放っておくということができせんので、これにつきましては追跡調査を行います。追跡調査につきましては、土地台帳に、所有者の連絡が取れないなど所在が不明である場合、また、林地台帳で共有になっており、共有者の一部不明である場合などについて調査をまいります。

このほか、この事業における大きな課題としましては、所有者が不明な森林の探索が挙げられます。今申したとおりでございますけれども、森林所有者に連絡が取れないなどの所在が不明、共有者の一部の所在が不明、所有者もしくは共有者の一部が死亡しており、相続登記されておらず相続人が不明である場合など、政令で定められた方法によりまして探索を行うことが基本となります。この所有者の探索は多大な時間と労力が必要となります。当村においても、所有者、共有者不明森林が散見されておりますので、今後の調査や事業実施において支障となってまいります。現状において、当村のような小規模な自治体におきましては、林業に関する専門的な知識、技術を持つ職員がおらず、林業担当職員が複数の職務を兼任しておりまして、森林経営管理業務にのみ専念することができない状況にあります。したがって、事業の実施に当たっては、初めは小さなエリアでモデル的に実施をし、その中でノウハウを得ながら順次進めていくことが必要であると考えております。

それから、次の質問でございますけれども、県林務部森林経営管理支援センターの関係と近隣市町村の連携のことでございますけれども、現在におきましては、森林経営管理支援センターとは直接は関わりはありませんが、事業の実施に当たっては、地域振興局林務課を窓口としまして連携を図って進めておるところでございます。近隣市町村との連携につきましては、現在、制度実施について情報交換などにより情報共有しながら事業を進めているところでございます。

私のほうからは以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

非常に大変な作業だと思います。制度の中でも、着手から約15年をもって完成をしたらどうかというような提言もございます。また、土地台帳、登記簿の追跡調査も大変な時間と労力がかかるとは思いますが、何分、土砂災害等の被害防災の面に関しても早急な対策が必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、その中で、何年か先ということで、例えば、何をいつまでにどんな方法ですか、また、どんなことはしないかというような、実際、ロードマップ、マイルストーン等を組み

ながらやっていただければなと思っておりますし、私も民間出身なんですが、民間の中では、B S C、バランスシートを作りながら事業の推進を図っていくというのが、今、地方自治体でも進んできているように聞いております。その中で、P D C Aを回しながら、実際、住民、村民に分かるような方法で説明していただければ非常にありがたいなと思っております。大変な事業だと思いますが、ぜひとも、この件に関しては進めていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

ここで大変申し訳ないです、質問趣旨の中で、私の手違いで、抜けている部分と違う言葉がありまして、訂正させていただきます。①の最終エネルギー消費量7割、これは減です。申し訳ございません、付け加えていただければと思います。それと、再生可能エネルギー生産量3割とありますが、申し訳ないです、3倍増ということで訂正をお願いいたします。

それでは、質問事項2、気象非常事態宣言2050ゼロカーボンについてお尋ねいたします。

昨今のエネルギー関連の話題では、ゼロカーボンが主流になっております。中でも、太陽光発電は1970年代から普及し始め、拡大と減少を取りながら進んできております。2011年F I T制度、固定価格買取制度の実施により、新規事業者の参入が相次ぎました。各自治体地にもソーラーパネルの設置が大変目立つようになってきております。ただ、設置後の様々な問題が出てきております。住宅屋根の雨漏り等の設置の問題、山地丘陵での山林伐採などによる山林を切り崩してからの設置、放棄設置による水質汚濁、豪雨対策における土砂災害の危険性など、課題が多く出てきております。また、環境への悪影響があるとして、各自治体が太陽光発電設備の関連設置設備条例が各自治体ともつくられてきております。当村でも、麻績村における再生可能エネルギー発電施設設置事業と環境等との調和に関する条例、それと、再生エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地利用事業の設置基準、それと、再生エネルギー設備の設置基準を設定されております。

そこで質問いたします。この質問も関連質問がありますので、申し訳ございません、一括でよろしく願いいたします。

まず、麻績村では、2020年9月8日に、長野県気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意に宣言があり、賛同しております。ここで、最終エネルギー消費7割減、再生可能エネルギー生産3倍増に向けての進捗状況をお聞きしたいと思います。

そのために、住民、村民として何をすれば達成できるのか。それと、最終消費エネルギー

では、運輸、家庭、業務、産業への個別への目標値はどうなっていますでしょうか。再生可能エネルギーとして、今、太陽光、小水力、地熱、バイオマスとありますが、特に当村では太陽光発電が対象になっており、先ほどの条例ができております。既に、和合、高地区では太陽光発電の設備が設置済みであり、この件に関しましては、今後、計画はどのようになっていますでしょうか。

ただし、この条例には、事業者が用地買収後、事業中止になった場合の項目がないと、今、私は認識しております。なぜならば、一部報道で、南佐久郡佐久穂町で、約9割が買収済みでの事業者のメガソーラー計画が中止になり、1年余りほったらかしになっていたということで、売却した田畑が山林化が進んでおり、豪雨等の災害対策に非常に危惧しているということが、一部新聞に報道されておりました。このため、当村での用地買収後の事業中止になった場合の対応をお聞きしたいと思っております。

それと、再生エネルギーの1つに小水力発電がございます。長野県でも、今のところ24か所、小水力発電が動いておりますが、当村としての考え方、見込みをお伺いいたします。

ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員に申し上げますが、質問形式が一問一答になっておりますので、できれば質問要旨に沿って順番にお願いしたいと思います。

飯森議員。

○5番（飯森寛志君） すみません、そうしましたら、私の思い違いかもしれません。当初の質問事項が、最初の質問の中で発言というふうに解釈しておりましたので、今後は気をつけていきたいと思いますが、今回は、申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、エネルギー消費量、生産量に関わる進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

長野県におきまして、気候非常事態宣言がされ、その理念を具現化するために、長野県気候危機突破方針が策定されました。その中の目標の1つに、最終エネルギー消費量7割削減、再生可能エネルギー生産量3倍以上に拡大されていますとされています。それに対する村独自の具体的な計画や、運輸、家庭などへの個別な目標は設けてございません。しかしながら、企業や各家庭におきまして、それぞれの取組がされているものと考えます。

企業におきましては、LEDなどの高効率照明の採用や、効率的な空調設備の設置、一般

家庭においても、LED照明の設置、取替え、住宅の高断熱、高气密化と、屋内への太陽光発電システムの設置などが行われております。

村におきましても、村営住宅の高断熱、高气密化や、オール電化の採用、公共施設のLED化等により事業の推進を行っております。先ほど、議員おっしゃいますように、住民とすれば何をすれば達成ができるかということですが、先ほど申し上げたような細かいことも重要でございますし、以前から村で進めておりますごみの分別の徹底ですとか、村で行っています生ごみ処理の事業の推進という形も、そういった結果につながってくると認識をしております。そのような様々な取組がされる中でございますが、小水力発電などにつきましては、地理的、気象的な条件を見ますと、麻績村においては現時点では導入が難しいと考えております。今後におきましても、二酸化炭素削減に向け、村では、引き続き事業の推進を行うとともに、企業、各家庭において、さらに取組がされますよう周知広報に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今後の計画はということですが、現在のところ、新たな計画の情報は入っておりません。また、用地買収後の中止の関係でございますけれども、発電中止、発電終了時の事業者の対応につきましては、平成29年に制定しました麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境との調和に関する条例施行規則におきまして、発電中止または発電終了時には事業者負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去すること、また、再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売または譲渡した場合、相手側に責任を持って継承する旨の確約書を書面で提出することとされております。

それから、最後でございますけれども、小水力発電の可能性でございますけれども、水力発電につきましては、自然環境を利用した再生可能エネルギーで、環境に与える影響も少なく燃料も不要なため、近年、小水力発電に対する期待も高まっているところでありますが、麻績村におきましては、年間降水量1,000ミリ程度と雨量が少なく、夏場の渇水期には河川などの水量も大幅に減少いたします。小水力発電は基本的に落差と流量がある場所に設置されるわけですが、当村においては、年間を通して河川や水路の水量が一定でなく、安定した水量の確保が難しい状況にあります。このような状況から、現状においては、当村における小水力発電につきましては難しい状況にあるのではないかとこのように考えて

おります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

なかなか先が難しいかなというような部分がございますが、先ほども言いました2020年9月8日に長野県気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意宣言に、当村は賛同しておりますので、今後どのような方向で進めていくか、具体化しながら村政のほうをやっていたければと思いますし、住民、村民にしても、何ができるのかというものを、もう少し明確的にはっきりと出していただければなと思っております。

その中で、太陽光に関しては、住宅屋根に関してはこの条例にはかかりませんが、住宅以外の、要は、畑、田んぼ、山林に切り開いた部分であります。隣の筑北村に関しては、今、私の確認している範囲では、4か所ほど太陽光のパネルが設置されております。山林に建てる部分に関しましても、先ほど申しましたとおり、麻績村は約75%山林でございます。荒廃している山林も数多くございますし、その部分で、村としての太陽光発電というものはどう経営としてお考えになっていきますか、お聞きしたいと思っております。

○議長（峯村賢治君） 森山課長。

○振興課長（森山正一君） ご質問の再生可能エネルギーにつきましても、枯渇せず、資源がどこでも存在し、二酸化炭素を排出しない、地球環境に優しいエネルギーとして全国各地で注目されてまいりました。しかしながら、大規模な太陽光発電設備などにつきましては、景観上の問題や土砂災害の危険性など大きな課題もあるわけでございます。これに伴いまして、麻績村では、平成29年に、麻績村における条例を制定しまして、現段階におきましては、景観、環境保全区域、土砂災害警戒区域、農用地区域の抑制区域を設定しまして、貴重な自然環境、美しい景観、良好な生活環境が確保できるように考慮をして進めているところであります。今後、再生可能エネルギーは必要不可欠で重要な資源であることは認識しておりますけれども、村としましては、大規模な再生可能エネルギーの確保以上に、美しい景観、良好な生活環境の確保を優先にしたいと考えているところでございます。大規模な再生可能エネルギーの活用につきましては慎重な検討が必要であると思っておりますが、各個々の住宅の屋根については責任はないわけでございますが、こちらのほうも徐々に進めていかなければいけないかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

非常に相反する部分がある案件でございますので、慎重に、また早急にという部分で進めていただければなと思っております。

それと、もう一つ、小水力発電なんですけれども、長野県では、農業用水の利用ということを進めております。農業用水の、今、発電に関しては、長野県内で18か所稼働しております。ただ、小水力発電に関しての規模は約1,000キロワット以下という基準がございますので、麻績村の中でも、一般河川も含めてですが、農業用水、上下水道の利用も小水力発電の中で進めている部分がございますので、厳しい地形ではあるとは思いますが、そこら辺はどう考えておられますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 振興課長。

○振興課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

非常にメリットもあるわけでございますけれども、内容によっては、例えば、水路の用水路に関しましては、木の枝や枯れ葉、またはごみなどが流れてくるため、支障物を毎日撤去する必要があると、こういった条件もついて課題もございます。また、上下水道につきましても、施設の規模が小さいということで、発電コストが高いという課題もありまして、効率の面からも難しいと考えておりますが、今後、様々な面で検討してまいりたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

ちょっと、なかなか難しい部分もあるかと思えます。実際、小水力発電に関しては、全部で10の法律をクリアしなければできません。河川法、電気事業法、自然公園法等々がございまして、もう一度研究していただければなと思っております。

これで質問のほうは終わりますが、麻績村に住む人たちが安心して安全で、どれだけ幸せで楽しく便利な生活ができるかということを念頭にしながら、皆さんと協力しながら目指していきたいと思えます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終わりました。

ここで、昼食時間のため休憩を取ります。

再開は1時からとしたいと思います。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 宮川秀俊君

○議長（峯村賢治君） 続いて、6番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 6番、宮川秀俊です。

3点について質問いたします。

まず、1点目ですが、災害発生時の対応方及び防災用品の整備について、2点目が若者定住促進住宅の入居者選考について、3点目として、高野村政3期目を振り返ってという3項目について質問をいたします。

まず、最初の1番目ですけれども、要旨1番、被災現場から役場への情報伝達訓練は行われているのかということについてお尋ねをいたします。

昨今の大規模災害に対しまして、防災意識が高まってきております。毎年各地で防災の日に合わせて避難所開設訓練や炊き出し等の訓練が行われております。また、さらには通信訓練などが行われていると思いますが、実際の被災箇所を想定して、その現場から役場庁舎への情報伝達訓練というのは行われているのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから情報伝達訓練の関係についてお答えをさせていただきますと思います。

災害時の現場からの対策本部への情報伝達訓練、具体的な内容での訓練というのは、今のところできておらないわけでございますけれども、職員におきましては、防災行政無線活用によります訓練ですとか、電波が通っているかというような訓練、また、防災訓練地の訓練は行っておるところでございます。

また、消防団におきましても巡回時や春、秋の訓練、また、災害医療救護所の訓練につきましては、避難所、村対策本部、広域間での訓練などが行われておる状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） では、実際行われていないというようなことでありました。現代といえますか、今、テレビの報道なんかを見ますと、ドローン撮影というのが大変多くなっております。どこのニュースでも、災害ばかりじゃなくて事件、事故等いろんなところで目にする機会があります。ただ、これもいいんですが、例えば現地からドローンを操縦するということになると、役場職員もそれなりの訓練をしないと操作方も覚えていけないということで、なかなか時間がかかっていると思います。

それで、今回この質問をするに当たりまして、私、ちょっと調べた記事がありまして、自治体通信というところで自治体専用のビジネスチャット、これがロゴチャットというんですか、長野県の市町村自治振興組合が基になっておりまして、県内各地で情報通信を行っていくというような記事がありまして、これは非常に映像音声、リアルタイムで庁舎内共有できるものであると思います。

それで、実際もう長野県下では塩尻市が一番早く導入されていて、この記事の中には箕輪町、こういったものも導入されております。それで、この利点としては、非常に使いやすいといえますか、災害だけじゃなくてふだんの業務でも庁舎内の職員の連絡にも使えるということですが、こういったものは村にはもう設備が整っているのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 議員おっしゃります災害時のドローンの関係でございますが、ドローンの関係につきましては、振興課のほうで所有しておりまして、若干訓練等もしている状況でございます。

議員おっしゃいます自治体専用のビジネスチャットの関係でございますけれども、これにつきましては麻績村としましては、長野県市町村自治振興組合というところがございまして、そこと共同しましてアカウントを取得しとるという状況でございます。アカウント数は全職員というわけにはいきませんが、10アカウントほど今現在ございまして、情報伝達訓練の活用が今のところできてはいないわけでございますけれども、ロゴチャットにつきましては、現場から役場へということになると、インターネット回線、電話回線を使わないと多

分つながらないだろうということで、大規模災害になりますと、電話回線がパンクしてつながらなくなるというようなこともございまして、そちらのほうも引き続き検討はしてまいりますけれども、今現在、更新を検討しております防災行政無線の移動系無線機ですが、こちらについては専用線、専用回線を使いまして通信をするものでございますので、大規模災害時にも安定した回線確保ができるというような利点もございまして、現在その機器の更新につきまして、それが現地からの写真送信ですとかそういうものも今、可能な機種も出てきておりますので、いろんな面でコストの面も含めまして情報収集しながら機種選定をしているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） コスト面は、私はちょっとその点、試算というかちょっと考えておりませんでしたので、ぜひ役場のほうでも、これはDX戦略、今はやりですけども、この戦略の一環として、こういうものを麻績村でもぜひ検討いただきたいと思っております。

それでは、要旨2点目にまいります。マンホール型トイレ導入の考えということでお伺いします。

このことにつきましては、私4年前、議員になった初めて防災について質問したときにもマンホール型トイレを導入したらどうかということで質問してあります。断水時におけるトイレ対策ですね、停電や断水が同時に発生した場合、大規模災害ですけども、下水道が使えないということになってきております。

それで、簡易トイレというのは配備されてはおりますけれども、たまたまといいますか、今年4年たちまして、この新聞記事が8月のところにマンホールトイレ導入は、国交省の調査で36%で県内22の市町村に導入されているということでもあります。

このマンホール型トイレの利点というのは、文字どおりマンホールの蓋を外して、その上に囲いをつくって、それで汚物を流していけるというようなことです。ですから、こういうものは一時避難所でありますとか、公共施設にぜひ必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） マンホールトイレにつきましては、複数の様式があるという形で認識をしております。本管設置型、敷地内のバイパス型、また、敷地内型、貯留型というようなものがあるというような形で認識をしております。国土交通省におきましても、整備運用のためのガイドラインというものも出ておるわけでございます。

村でマンホールトイレが必要な災害としましては、大規模地震災害を想定しておるわけでもございます。以前、担当課ともマンホールトイレ設置について協議した経過がございますけれども、村内は複雑な地形であります。また、下流域の管路やポンプなどの施設の状況、マンホールトイレについては基本的に水源が必要であるというようなことから、検討しなければならない課題が多いということでございます。

下水管につきましては、河川の横断についてはポンプアップをしてというようなところもございますし、普通のところでも、下部から上部のほうへポンプアップしては送っているというような箇所もございますので、いろんな施設があるということで一概には言えないというところがございます。

そこで、既存の様式トイレにかぶせてできる凝固剤、消臭できる消臭袋というものを用意した経過がございます。マンホールトイレで水が確保できるということになると、今、各ご家庭のタンクの、タンク式のトイレであれば、マンホールトイレが使える状況であれば、風呂水をためておいて、そこからあけてということも可能でございますので、今後いろんな方式を検討してまいりたいなど、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） この費用的にはこの記事によりますと、1件当たりの設置費は200万円前後ということであります。そのうち2分の1費用負担として半額補助があるということです。これも例えば小学校でや中学校と、そういったところは水としてはプールの水が使えるんじゃないかなというような考えも持っておりますけれども、例えばそういったものをこれから施策として入れていくということは今、考えておりませんか。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 今、議員おっしゃります小学校ですとか中学校の関係を想定しますと、今ある本管にそのままつなげてやるということはちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。そういうことになりますと、バイパス型で新たに管を布設してというようなこともございますので、その場所ですとか、その水源のどういう形でプールから運ぶかというようなこともございますので、様々なマンホールトイレの課題がございますので、それを含めて担当課と検討してまいりたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ぜひ検討いただければと思います。どうしても携帯トイレ、その後の汚物を処理した袋が非常にたまっていつて使えないというような、衛生的に見ていかなものかという、ほかの被災現場でもそういうことが起きておりますので、この点につきましてはぜひ検討のほどをお願いしたいと思います。

それでは、次、要旨3番ですけれども、高齢者、またアレルギー症者用の非常食の準備状況についてお伺いします。

これにつきましては、前、全協でもお願いはしたんですけれども、前回、9月定例の後で災害用備蓄倉庫物資一覧表というのが配られまして、その中で食品飲料としてはパックごはん500、水500ミリリットルが792本、水2リッターが444本というような資料をいただきました。私は一般的には普通の健常者といいますか、健康な人であれば、パックごはん、白米だけでおかずは何とかなるんでしょうけれども、例えば高齢者が流動食的なもの、あるいはアレルギーをお持ちの方に対しては、非常食としては少し備えておいていいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 災害発生時におきます数日間の食料につきましては、自分の命は自分で守るという防災の基本によりまして、各家庭においても3日から1週間分程度の備蓄が進められるよう、新聞紙上等でも推奨をされておるところでございます。大規模災害時などの各家庭の備蓄につきましては、各家庭の備蓄の自助、地域が協力して食料の確保をする共助、また、公的備蓄や協定による食料確保の提供など、複数の活動を連携して行う必要があるんじゃないかなというふうに考えてございます。また、現在、感染症対策としまして、個々に必要なものは個々の使いやすいものを個々により準備するという動きも出てきておるところでございます。

こうした動きから、村ではローリングストック法などを広報紙などで紹介するとともに、おみぼん商品券などで災害備蓄品の推進も行ってきたというところがございます。

アレルギーにつきましては、命に関わるものでございますので、十分気をつけなければならないというふうに考えてございます。緊急時の混乱の中で管理が複雑となるということで、また、トラブルが発生する要因となることも考えられるところがございます。

村といたしましては、ご質問のアレルギー症状が出る方の非常食に限らず、緊急時に必要なものは個々違ってまいりますので、全てが行政で用意することは難しいのではないかなということ考えておりますので、自助・共助・公助が連携して乗り越えられる体制が必要で

はないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 私は、この質問につきましては、住民の方から、直接こういったものを準備しておいてほしいという要望を受けての質問であります。その点考慮いただければと思います。

では、次、2点目の若者定住促進住宅の入居者選考についてということでお伺いします。

本町地区の若者定住促進住宅は、これは高野村長の目玉施策であると思います。そこで、まず1点目として、これまで途中退去された戸数、また、居住年数というのはどの程度であったのか、お伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

若者定住住宅につきましては、平成23年度からこれまでに退去された戸数、天王、本町合わせて16戸の方が転居しております。それぞれの居住年数は最短で6か月から最長で6年5か月、平均ではおよそ3年3か月となっております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） せっかく移住・定住ということで長く住んでいただければいいんですけども、各ご家庭においては理由は様々であると思いますが、入居できる期間、原則は15年の間、その間に次の自宅を建設するのか、あるいはまた借りて住むのか、また、そういうことを探していただかなければならないと思います。

自然環境に恵まれている反面、例えば通勤、通学、買物等で不便を強いられてしまうということで、残念ながら出ていってしまう方もいるのかなと思います。住んでいてよかったと思えるように、これからも麻績に暮らしていきたいと思っていただける方に、村づくりを考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。

それで、その一つとして各家庭の要望ということで、これは今までの定例会の中でも質問がされてきたと思います。当初、本町地区の若者定住をつくったときに住んでいらっしゃる方の要望として、これは近くに児童公園を設けてほしいというような要望があったかと思えます。ところが、いつの間にか旧麻績小学校北校舎のところのけやき公園というところを整備ということになったので、これは安全・安心の村づくりから、また住民に沿った要望にはちょっと住んでいる方とすれば、ちょっと、もうちょっと近くでということがあったかと思

います。この点については、私は今回要旨には入れてありませんので、答弁は結構です。

それで2点目、要旨2に移りますけれども、この入居者の選考において最も考慮される点は何なんでしょうか。優先順位ですね。当然、途中で退去されて行った後、当然申込みがあると思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、入居者の選考につきましては、基本的に点数制による採点で、点数の高い方に入居を決定をしている状況でございます。この採点の項目につきましては、現在の住所、村内か村外か、子供の人数、世帯主の年齢、それから申込み回数、住宅の困窮度、緊急度などによって行っているわけでございます。

この中で、ご質問の関係でございますけれども、村外の方、また、子供の人数が多い方、年齢の若い方や申込み回数の多い方などへの配点を高くして設定しておりますので、このような方が優先度が高くなるということでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 空いたところを1日も早いという入居を希望されているという方も聞いております。それで要旨3番にもう移りますけれども、定住を希望しているんだけど、なかなか入れてもらえないというような声も聞いております。過去にそれで申込みをされている方、回数、どのくらい多い方、何回ぐらい希望、申し込んでいるのか。入居できない不満も多々あるように聞いておりますので、その点をお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山課長。

○振興課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

これまでに複数回数お申し込みをいただいた人数でございますけれども、16名でございました。このうち12名の方が複数回数で入居をされています。この中で応募回数が4回の方が一番最高でございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 4回、この方は4回やっても入居できないということでもありますけれども、この入居者選考委員会、課長、村長も入っていると思いますが、この点で、この4回、例えば複数回やっている方に対しては優先されるんでしょうか、4回とか考慮されるんです

ようか、その点は。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 先ほどお答えさせていただきましたが、選考においては点数制によって行っております。その点数の優先度につきましては、申込み回数のほうも含まれておりますので、そちらのほうで反映させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） これは切実な若い方にとっては問題だと思います。どうかその点は、複数回申し込まれている方も多々いると聞いておりますので、その点考慮いただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、次の3番目、高野村政3期目を振り返ってということでお伺いをいたします。

私も17期議員として4年間、高野村政の行政について質問や提案等を行ってきたわけでありまして。以下に質問する要旨1、2、どちらも印象に残る大変重要な事案でありました。当時の記憶、記録をたどりながら、まず、要旨1についてお伺いをいたします。

これは2018年、平成30年9月議会におきまして、教育委員の人事案件が不同意とされたにもかかわらず、その後強引にも人事案が専決処分されたということではありますが、当時の村長の答弁では、ほかに人材が見当たらなかった、それから空白期間を設けるわけにはいかなかったという趣旨の発言でありましたが、改めて当時を思い起こして高野村長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） この教育委員の人事案件の専決処分につきましては、お騒がせした処分というようなことになったわけですが、法を逸脱することなく、結果としてはよかったかと、こう思っております。教育委員会として大変重要な時期でございましたし、委員が欠員となる事態が避けられ、また、事務の停滞、混乱は生じなかったということでございます。また、教育関係者からは、私の判断と対処に評価をいただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 当時問題とされました、なぜその人事案件が専決処分なのか、内外から批判を受けたわけでありましてけれども、そぐわないということでしたね、その当時は。その当時といたしますか、専決処分というには、例えば緊急的で災害があったような場合、予算

執行に当たって専決処分だということであれば、皆さん納得したと思うんですけども、人事ということに関していえば、専決処分というのはそぐわなかったんじゃないかと思います。また、そのときはもっと理解と議論を重ねるべきであったんじゃないんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） そぐわないというご意見でございますが、これが適切だという判断の方もいるわけございまして、議員のおっしゃる一部の意見が全てだということではないというふうに、私は理解しているわけでございます。

まず、私の処理が法律、違法であったということであれば考える点もあるわけございしますが、法律に沿って村の教育を第一に考えてやったことございしますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） このことに関しましては、もう過去の話ですので、今さら言ってもという気がするかもしれませんが、私はちょっと強引じゃなかったかと思っておりますが、やり方としてはね。

では、そのもう1個のほうですけども、要旨2点目。

○議長（峯村賢治君） 議員、ちょっとお待ちください。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 政策の実施、いわゆる執行権につきましては、強引だ、強引でないという判断あるかもしれませんが、私はそういう思いではなくて、教育を第一で考えた執行であるというふうに考えています。決して強引にやったということございませぬので、ご理解ください。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） じゃ、強引という言葉がふさわしくないということであれば、やり方が乱暴であったということではないかと思えます。

それでは、要旨2点目です。これも中学校統合に関する住民意識調査の実施を求める意見書が議会全会一致で可決したにもかかわらず、行われなかったということでもあります。これも当時の記事を読みますと、意識調査をしなくても分かっていると。それともう一つは、筑北村と歩調を合わせる必要があるとのことでしたが、なぜ住民意識調査、改めて行われなかったんですか。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ぜひ議員にも、いわゆる行政の仕組みと申しますか、法律、いわゆるこういったことももう少し勉強していただきたいなど、こう思っているわけでありまして。意見書の仕組みや効力、また、執行権と議決権、いわゆるこういった基本的事項をご理解くださればご納得いただくことと思っているわけです。

私は、鳥瞰力の欠如、こういったものは大切な判断ができなくなる、常にこうした考えで事務事業の執行に当たっているわけでありまして。令和元年9月9日の段階では、この段階では、意見書をいただいた時点では、筑北村は既に方針が村民の総意で決定されていたわけです。具体的な事務事業が進んでいたときでありました。

よって、法に従って町の判断として対処したわけでございます。また、これも結果ではありませんが、筑北村ではさきの村長選挙で現行の教育方針が支持されたわけでありまして。私の判断は間違っていなかったと、今でも思っているわけでありまして。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 筑北村のほうと歩調を合わせてということでしたが、筑北村のほうでは、筑北村議会では、麻績村が中学校統合検討する指針を示した際に協議を始められるよう行政と連携するとの決議案が提出されておりますので、こちら申し添えます。

それから、アンケートについていえば、過日、未来の福祉施設整備に関するアンケート調査のお願いというのがありました。アンケート調査をやってくださいと教育問題とがなかなかやる気がなかったんですけれども、こういったものにはアンケートの、その当時はノウハウ、能力もなかったのか、今回のこの住民課から届いたものを見ますと、問1から問39まであります。学校の教育関係、あるいは教育問題に関してのアンケート調査は、こんなに質問はなくても半分以下で済みますよ。それさえもやらないということはどういうことなんですか。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、ご理解いただきたいのが、意見書というものは受けても、受けることは必要ですけれども、その対処については執行権の中で行われる。そしてまた、その結果も報告しなくていいというのが意見書の性格であります。そしてまた、まず、その意見書については適切な取扱いをしたということですので、まずこれはご理解ください。

それから、提出をいただいた9月9日現在で学校問題がどうなっていたかという現実問題

に目を向けていただきたいと思います。9月9日の時点では、筑北村は既に議会の議決を経て、筑北村独自で学校へはやるという大きな方針が村民の総意で決定されているわけです。麻績村の一部の方が、一部の方がそういった意見があったかもしれませんが、筑北村、相手となる筑北村は、既にその方向で動いているという現実があるわけです。ですから、そういった中で麻績村としてどうするか。これは執行権の中で執行者がきちんと判断していくべきです。ですから、私は執行権の中で、その意見書の取扱いについては判断をしたということでございますので、ご理解ください。

なお、これはこの執行権、執行の仕方がどうだこうだというご意見、あろうかと思えますけれども、これは全て執行権の中でやっていることでございますので、ぜひその辺もご理解ください。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 大変指摘されました私も勉強不足で申し訳ないんですけども、一方では、議会が軽視されたということは、これは間違いないということを申し上げておきます。

それでは、3点目ですけども、9月15日、両村長懇談会が初公開とされたという記事が、翌日の新聞記事に載っておりましたが、この懇談会の趣旨、設定が初公開ということの、この理由は何でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それから、先ほど現在行っております福祉の関係のアンケートの件の話が出ましたが、これは全く性格が違うものがございます、これから大切な福祉をどうやっていくかということのアンケートでございます。決して議員がおっしゃる、学校問題をやらなくてこれを何でやるんだということとは全く意味が違いますので、その辺もご理解をいただきたいとします。

それでは、懇談会の開催のことについてお答えいたします。

2人で関川村長さんと私はいろんな面で、いろんな話し合いをしておりました。そういったことについては、中身につきましてはいろんなことで話し合っておりました。情報交換が主であるわけでありますが、共同事務のこと、それから調整事務のこと等ありました。それから、さらには公表できないようなこともあったわけでございますが、2人だけといいますか、時々担当課長を含めていろんな話をしてきたという経緯でございます。

9月15日、何で公開したかということでございますが、これは特に特別な理由はございませんでした。たまたま関川村長さんが退任の意向を示されて、今後に向けた行政の足並みを

そろえてやるべきことの確認をしようやということでございましたので、こういったことであれば両村民に知っていただいたほうがいいのかなということもあって、公開したということでございます。現在も私も、今度新たな村長さんともいろんなことを、既に話をしているわけでございます。

今後も両村の友好連携を深めるために両村長の話し合いと申しますか、懇談はこれからも行われると思います。ただ、内容が全て毎回公開になるのか、あるいは非公開になるのか、この辺は今後どうなるか、ちょっと私は申し上げられません。

それと、話し合いといっても、最近は電話あるいはメール等で行うということもございませぬので、全てが今後公開にせよということとはちょっと難しいのかなと、そんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 片や関川村長も引退表明されておりました。まだこのときは高野村長は進退について明言されていなかったわけでありますから、片や退任、退陣を表明していて、初公開で懇談会をするということでは、これはこの間行われました筑北村長選、それから、これから行われます麻績村長選を意識したものと私は理解しておりますが、その懇談会の中の記事で、関川村長、村長同士仲が悪く一緒にできないことが多いとの声を聞くが、そうではないことを理解してもらえたらと言って記事になっております。実際、お互い仲が悪いからこれまで学校問題、衛生施設組合のような問題がうまく着地点を見つけられなかったんじゃないでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員には、ぜひ話をしっかりと聞いていただきたいなど、そのように思っているわけです。偏見で思って聞くというようなこと、ぜひないようにお願いしたいなと思っております。

衛生センターの問題につきましては、これはもう何回もお話したとおりであります。あの施設を再び新たなものに造り変えるということになると、相当な費用がかかると。これ、2村でやっていくのは大変難しいということでありました。よって、それぞれ何かいい方法がないか両村で考えようということになったわけです。

麻績村につきましては、公共下水にそこへ投入してもいいと、くみ取ったものを投入してもよいという、いわゆる法の中ではそれができていることになっているんです。筑北村さんでは

それができないということでありました。ならば、筑北村さんのくみ取ったものを麻績が受けてやろうかということも検討したわけでございますが、行政区を超えては駄目だということになっておりますので、筑北村さんは独自に穂高広域へ持ち込むという方式を選んだわけであります。ですから、これはそういった経過の中でこの方針が出てきたということで、決して両村長が対立したからこうなったということではないということであります。ですから、その辺をぜひともご理解いただきたいと思います。

それから学校問題につきましては、これも何回もお話したとおりであります。筑北村の関川村長さんにおかれましては、筑北村合併後10年経過しても村が1つにならない、私の使命は村を1つにするのが使命だと、それを掲げていたわけです。ですから、村長さんの公約の一番には、筑北村は1つなんだという公約がある、それに向かってやってきたということなのです。その1つとして、学校も筑北村をひとつやっついこうということの中で、筑北中学校から筑北村の生徒たちを分離して聖南中学へ連れていったという経緯であるわけです。

ですから、これも高野とあるいは関川、この2人が仲が悪いからこうなったということではないわけでありまして、それぞれの村の事情によってこういった形になっているということでもありますから、ぜひそんなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 誤解のないように申し上げますが、私は偏見を持って質問しているとは思っておりません。それから、この8年間、なぜもっとコミュニケーション、お互いの村長同士が取って、両村ともに共通課題について話し合われなかったのか、そこが問題だと私は思っているんです。

時間もありませんから、このことは村長に分かっていただけたとは思いませんけれども、時間もあれですので、最後にじゃ、意見を申し上げますけれども、麻績村は11月30日に国勢調査の確定値が発表されておりました、12月1日の新聞に載っております。それによりますと、5年前と比べると増減率は7%減、人員でいくと195名の減ということであります。若者定住をつくっても、社会増は若干増えたかもしれませんが、やはり少子高齢化という波は続いていくことだと思っております。

最後に2004年、平成16年でありましたが、麻績村が合併協議会から離脱したということ、本当に自立でよかったのかなど。私は、個人的な考えでありますけれども、当時の判断は間違っていたんだろうと思います。そのときから17年経過しました。筑北地域においては、

筑北、旧三か村、それから麻績村ともに、疑心暗鬼を生んで孤立して閉塞感を招いていったんじゃないかと思っております。

筑北村で坂井地域が孤立しているんじゃないかと言われておりますが、地図を見ますと分かるとおり、麻績村が逆にその中で筑北地域で色分けを見ていただければ、麻績村こそ孤立しているんだということを、これは早く気がついていただきたいと思います。また、当時問題視されておりましたそのとき、聖高原を中心とした開発行政、これも当時の聖高原開発公社のことが問題とされておりましたが、観光客が減少する中で同じような観光行政を行ってはいは、これでは村民の支持は得られないんだろうと思います。

観光につきましては指定管理をしましたが、多額の支払いをしております。村民の方から言わせると、もっと福祉に厚く、手厚い福祉に向けていただきたいなという声が実際聞かれております。また、これも村長も肝煎りで始まった地方創生臨時交付金を活用してテレワークセンターができたんだろうと思いますけれども、若干先頃の答弁を聞いていますと、利用者が増えてきたということでもあります。果たしてこのコロナ禍にあつて、都会からテレワークだということで要望があったと思いますけれども、麻績村の対処としては、コロナで来てもらっては困るんだと。ほかの多くの自治体がコロナをチャンスと捉えて移住・定住にしてあげていくということは、全く麻績村としては真逆な政策ではなかったと思います。

この間11日、土曜日ですか、人権指導者研修会、村長も出られておりましたが、この中で17項目、多様になる人権課題の17項目の中に、感染症に関連する偏見や差別をなくそうということが載っております。講師の先生が話しておられましたけれども、コロナで来るなどということであれば、麻績村が逆に感染症の方に対して差別意識を生んでいるんじゃないかというような考えも、私はしました。

これから村が、村長は退任されるわけですがけれども、これからの新村長には、私はこういうことのないようお願いしたいと思います。3期12年という大変長い間でしたけれども、高野村長におかれましては村政を担っていただきましたことに感謝申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ありがとうございます。

先ほどの件、少しコメントさせていただきたいわけですが、人口7%減ということではありますが、麻績村マイナス7%であります。同じような条件のこの近隣等につきましては10%を超えるというようなことありますので、私としては麻績は減少率は少なくして

いる努力が、この辺でも実っているのかなというふうに理解をしているわけです。これをプラスに持っていけということは大変難しいと思うんですけども、人口減少の率を抑えていくということを、こういった努力は今、徐々に数字に表れているということを、まずご理解いただきたいなど、こう思っています。

それから大きな問題、合併についての話が出ましたけれども、私は現在の自立、これで村民の幸せ度は上がっているというふうに感じているわけであります。平成の大合併の状況を、ぜひ現実を見ていただきたいなど、こう思っております。

それから、併せて私の村政に対しまして、多くのご批判をいただいたわけですが、これらの批判は私の進めてきた村政が悪かったのか、あるいはどうだったのかということは、これは議員個人の考えではなくて、多くの村民の判断に委ねるべきだと思っております。今回の選挙につきまして、そういった結果も出るのではないのかな、こう思っているわけです。

それからコロナにつきましては、コロナ来るなということは、ということでございますが、これは誤解をされないでいただきたいと思うんですけども、これは村民を守ると、村民の命を守るという観点からこれは他の自治体でも行っていたわけですが、例えば別荘客さんについては、しばらくこちらへお越しになるのを控えてほしいというようなお願いをしてきたという経緯は、村民の命を守るという観点からやった政策であります、対策でありますから、この辺もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 以上で6番、宮川秀俊議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、7番、清水清議員の一般質問を許可いたします。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清でございます。

さきに通告いたしました内容に従って質問させていただきます。

このたび退任される村長に一般質問というものは、いささか疑問を感じているという状況で複雑な状況でもあるわけですが、公式の場でこれが最後の、最初の機会となる、残念に思っておるわけですが、まず9月23日、新聞報道で4期目の不出馬を知り、私

の中では信じ難いことではございました。政治家の出处進退につきましては、自分の判断でお決めになるということで重く受け止めさせていただいたところでございます。

高野村長は、職員時代から麻績村の歴史的な大プロジェクトでは、いつも中心的な人物でもございましたり、長野自動車道開通に伴い地元との地権者との用地交渉をはじめ、数え切れないほどの難問解決に努めてこられました。

その後、平成21年12月、現職の村長を破り、翌年1月には麻績村第6代の村長に就任され、12年間、村のため、そして村民のためにトップリーダーとして手腕をふるわれてきたと思っております。

幾つかの実績の中でございますが、まず、村内各地へ出向いての地域懇談会、そして平成25年8月には、上皇天皇・皇后両陛下の麻績村への行幸啓、長い歴史の中で、宮内庁から昼食に村長、議長が招かれたということは、県下でも珍しい、そして村民も誇りに感じるという事案であったと認識しておるわけでございます。先ほどからも話題にはのっておりますが、人口減少への着手、若者定住住宅、そして天王地区、本町地区、桑山地区などの今後の定住対策に一石を投じられたかというふうに感じております。

村にとっては一番の課題であり、今まで手のつけられなかった、そんな部分に手をつけられたというふうには私は感じておるわけでございます。そして、長年の懸案でございました聖湖畔の廃屋物件、どなたかの質問にもございましたけれども、6年の猶予を供したということではございましたが、これは所有者の行き先不明者、あるいは代替わり等々、本当に困難案件でありましたが、立派に処理できましたし、地域おこし協力隊の早期導入活用、また、新型コロナ対策におきましても、チーム麻績村として感染対策、ワクチンの接種の手段、段取りなど、村内外から高い評価を受け、給付金についても県下一早い対応など、幾つか言い尽くせないほどの実績を上げられたというふうに思っております。

そして、忘れてならないのは、これらの事業をやりながら、健全財政を堅持しながらの村政運営であり、自立の方向性も定着されたと、私はそういうふうには認識しておるところでございます。

それでは、村長自ら11年間を振り返りまして、自己評価を踏まえて村民にお答えをいただければというふうにお願いします。ご答弁をお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、清水議員におかれましては、大変評価をいただくようなお言葉をいただきまして、恐縮をしているわけでございます。また、清水議員におかれましても長

い間行政に携わられて、特に財政等につきましてはいろいろな面でご苦労され、また、今回はそういった面でご指導いただく立場になっているわけでございます。どうぞこれからもご指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

先ほど、宮下朗議員さんにもお答えした点とダブろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。3期12年という間につきましては、村民皆様にご支援を賜ったということで、本当に村民の皆様にご感謝を申し上げたいと、こう思っております。

当選した当時、私の目に不都合だというふうに思った点について、新しい方向転換をさせていただいたり、そしてまた、新たな施策を打ち出したわけでございますが、職員の皆さんにおかれても私の思いを共有していただいて、その執行に当たることができたということで、大変ありがたく、職員の皆さんにも感謝を申し上げたいと、こう思っているわけでございます。

省みますと12年間、私は麻績村に1人でも多くの若者に住んでもらわなくてはいけないんだと。この若者が少なくなったことがあらゆるその課題の根源であるという理解をしていたわけございまして、若者がこの地に住み着くにはどうするか、これはまず住環境でありますとか、子育て教育環境、それからまた安心・安全、いわゆるこういったことを施策を進めていかななくてはいけないと、こんなことでいたわけであります。

それとまた、併せまして、高齢者の安心・安全、そのためには福祉の充実、また、福祉施設の対応、いわゆるこういったことにも力を入れていくということでありました。それから、若い人たちにとりましては村の観光、いわゆるこういったことにも興味、大変関心を示しておられましたので、その施設の整備、いわゆるこういったことも進めていかなければならないということございまして。

それから、さらに麻績村には非常に歴史的遺産が多いわけでありまして。文化、麻績村に残る文化財、いわゆるこういったものの保全をしていかななくてはならないということございまして、これにつきましても国等から手厚いご支援をいただきながら進めることができたということございまして。

それから、さらに農業後継者、これも大きな問題でございました。これにつきましてはいろんなご提言等あったわけございまして、一歩踏み出すのができなかったということございまして、何とかNPO法人をつくって踏み出そうということ踏み出しているわけございまして。これが完全な形ではないわけございまして、方向は出てきたということございまして。おかげさまで現在、荒廃化しようとしていた土地も、10町歩以上の、放っておけば

荒廃化したという土地も新規就農者によって耕作されているということになってきているわけでございます。これがさらに広がってほしいと、こう思っているわけであります。

こういったことで、まだまだ私のやり足りないこともたくさんあるわけではございますが、私の12年間につきましての点数をつけろということでございますが、5点評価でいえば4点ぐらいはいいのかなと、そう思っているわけでございます。

そして、次の新たな村長への期待と今、要望ということでございますが、私の進めてきたことはまだ最終地点にはいっていないというふうに思っています。まだまだこの事業は継続しなきゃいけない、それからまた一部改善していかなきゃいけないということがあると思います。重要な事業につきましてはぜひ継続をして、さらにそれを発展していくような形でお願いしたいな、そう思っているわけでございます。

そんなことを期待しながら、また、お手伝いできることはお手伝いしていきたいなど、こんなふうに思っています。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

謙虚な評価をされましたが、麻績村は永遠に不滅であるわけございまして、ぜひともまたお力添えをいただける、そんな機会があろうかと思えます。

次に、新型コロナ対策についてお尋ねしたいと思います。

他の市町村では、ワクチン接種について幾つかのトラブル、難題など、報道を通じて承知しております。さて、コロナ対策も一応落ち着きつつ、これからは経済活動にというときにオミクロン株の発表があり、いささか戸惑いを感じております。村は今後、3回目のワクチンを踏まえ、どのような対応を取られていくのか、教えていただければというふうに思っています。

また、先輩議員の中でのご答弁もありますので、おおむねは理解しておりますが、多少でも結構でございますのでお答えいただければと、こんなふうに思います。また、今後ワクチンの接種につきまして、児童・生徒という話になってくるかと思いますが、教育現場の長として教育長さんのご見解もお尋ねし、答弁をいただければと、こんなふうに思っております。お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから方針について申し上げたいと思います。

コロナ対応につきましては、感染対策、それからまた、各地の経済支援等のこういったものが必要であるということであるわけでございます。今後につきましても、今まで進めてきたいわゆる必要なことはしっかりやっていかななくてはいけないというふうに思っているわけでございます。

このことにつきましては次期村政にもつなげていかななくてはならないと、こう思っております。また、第6波、またさらにその先につきましては、それにつきましても村民の安心・安全を守る、確保していかななくてはいけないということで考えているわけでございます。

具体的には感染対策、それから経済支援の考え方、それからまた、教育委員会等の考え方がございます。それぞれの関係課長からこれから答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、教育関係という部分をちょっとご答弁をさせていただきたいと思っております。

教育委員会としても新型コロナウイルス感染症の第6波に対しましては、非常に心配をしております。いろいろな機会を捉える中で感染対策への指導を行っているところでありますが、特に今の時期、中学校では高校入試に集中している時期でございます。そんな中で、12月に入りましてオミクロンが確認されたということでございますが、オミクロンにつきましては、まだどのような症状があるのか分からない点が多いところでありますが、先日も定例教育委員会の折には、保育園、小学校、中学校への防止対策についてお伝えをしております。

内容的には、やはり3密、マスク、手洗い、換気、基本に今までどおりの予防策を決して緩めることなく進めてほしいということをお願いをしております。また、コロナ感染症の部分で村内にも発生がされたということになりますと、ほかに対しましての誹謗中傷が出てくる可能性が非常に多くあります。そこら辺の部分も学校においては道徳の時間等捉える中で、しっかりそういうことのないようにということで指導をしている状況でございます。

また、予防に対しましての支援もありますが、補正にもお願いをしておりますが、補助金等を活用する中で、学校の予防対策等について支援を一生懸命考えていきたいというふうに思っております。

また、子供たちのワクチン接種の関係でございますが、今のところ中学生までで、小学生も6年生の中に数人対象になってワクチンを打った子供さんもいらっしゃいます。ただ、今

後どうになるかというのがまだよく見えてございませんが、同じ6年生の中で、中学1年に上がっていくのにワクチンが接種されていないという事態も出てきますので、今後ともしっかり検討する中で準備合わせていきたいなど。ただし今、国で進めている3歳くらいまで、また3年生くらいまでできるのかなという話も出てきておりますので、情報をしっかり取る中で対処をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからワクチン接種に関わる部分、お話をさせていただきたいと思います。

1番、飯森議員の質問にお答えした内容と重複する部分ありますが、まず感染対策に有効な対応策としましては、基本的な感染対策を個人で行っていただく、それが一番だと思います。また、ワクチン接種についても重要ではないかと考えてございます。国が示しますスケジュールに沿いながら準備を進め、希望される方が確実に接種を受けることができるように体制整備を進めてまいるところでございます。

先ほどお話がありましたように、トラブル等がないように、また、接種間違いがないように慎重に業務を進めていくということで考えてございます。また、接種会場への交通の確保、支援を行うことで、接種の機会が失われないようにしてまいります。1回目、2回目の接種のときと同様に、接種に関わる周知と併せまして、感染してしまった方、また、体調面で接種を受ける方、それぞれが誹謗中傷の対象とならないように、村ホームページ、広報紙等を活用する中で周知、広報に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうは経済支援の関係でお話をさせていただきたいと思います。

住民の経済支援、また、村内事業者等の支援につきましては、今後も国や県の動きを見ながら機会を捉えて引き続き支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、観光課関係のコロナ対応をお伝えします。

まず、聖レイクサイド館、シェーンガルテンおみでございますが、長野県の安心・安全の

お店に加盟しております。ですので、長野県の基準に沿ったコロナの感染対策をしておるところでございます。

続きまして、今後営業するスキー場についてなんですが、そちらについても、国土交通省のほうの索道の関係でのガイドラインがございますもので、そのスキー場のガイドラインに沿った運営をしていくという考えでおります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 答弁ありがとうございました。

まず、学校の関係でございますけれども、県下の大きな学校では、コロナによる不登校の子供さんもおいでになっているというようなことをニュースで拝見いたしましたし、また、接種、不接種にかかわらずデリケートな問題であるかと思えます。誹謗中傷などないように、関係者の配慮を賜りたいと、こんなふう思うところでございます。そして、村民の安心・安全の提供をお願いしたいと、こんなふう思いますので、よろしくお願ひします。

次に、3点目でございますが、麻績村振興策としておみぼんの活用についてお尋ねをいたします。

おみぼんの観光PRキャラクターにつきましてお尋ねと提案を申し上げますが、小学生による子ども議会でもゆるキャラによる観光誘客にというご提案が過去にもありました。今回、好評であり、麻績村のおみぼんが地域以外に認知されてきており、様々なイベントで活躍されており、麻績村で初めてとも言えるキャラクターの存在をうれしく感じているところでございます。

そこで、ここ2年ぐらひは村内の行事、聖高原の花火大会、サマーナイトフェスティバル、収穫祭、体育祭、運動会、敬老会など、新型コロナの感染症により中止となっており、明るい話題もなく、そろそろ村民が元気を出すきっかけに、「コロナに打ちかったおみぼん」などと銘打ってマフラータオルを村民あるいは全国にお配りをし、話題提供するとともに、おみぼんの周知、認知、話題づくりにと思ひまして、場合によればふるさと納税の返礼品としても活用できるのではないかとこのように今、考えた次第でございます。

例えば、予算300万円としたとするならば、高い宣伝費と思うか、村振興策としての起爆剤として捉えるか、ぜひ新村長の下、新年度予算でご検討をいただければというふうに提案をいたします。

以上です。もし答弁しなければ、おつなぎだけいただければ結構でございますが、よろし

くお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 私のほうから、僭越ではございますけれども、答弁させていただきます。

おみぼんでございますけれども、この経過を申し上げますと、職員がラフスケッチしたものをデザイン化をいたしまして、平成27年度に更新されました麻績村の観光総合パンフレットにイラストとして初掲載されました。今、非公認のままということでもございましたけれども、昨年、令和2年に麻績村のPRキャラクターとして公認化、令和2年度におみぼんの縫いぐるみを作成し、各種イベントに活用したり、それから職員用のTシャツだとか名刺、それからユーチューブの動画等に活用をしております。令和3年の現在で、今、おみぼんの商標登録の申請も行っているところでございます。

今、議員のほうから貴重なご意見をいただきました。おみぼんを活用した新年度の活性化策につきましては、新しい村長の方針もございまして、今後さらにおみぼんの知名度を上げる取組だとか、またはそのウィズコロナにおける村の活性化策など、地域の元気度が上がるような事業を今後庁内で検討し、させていただきたいと思っております。

どんな方法になるかということにつきまして、今、いろいろなご提案いただきましたけれども、庁内で検討し、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

財源の提示もなくして一般財源として考えるならば、大変大きい金額かと思えます。しかしながら、ぜひ麻績村が元気を出せる、そんなスタートとしていただければ大変効果が上がるというふうに、私は思っているところでございます。

次に、令和2年度の決算についてお願いをいたします。

令和2年度決算につきましては、全ての会計で議会の承認を得て可決をされました。毎年でございますけれども、監査委員からの意見書を添えて提出されております。その後、現在までどのくらい改善されているのか、進捗状況を踏まえご答弁をお願いをしたいと、こんなふうに思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、決算審査意見書の改善状況ということ

でお答えをさせていただきたいと思います。

令和2年度の決算につきましては、決算監査が7月に実施されまして、8月10日に決算審査意見書ということで監査委員さんのほうからご提出をいただいておりますところでございます。

決算審査意見書の中でご指摘いただいている中がございますけれども、義務的経費につきましても意見をいただいておりますところがございます。義務的経費につきましては人件費、扶助費、公債費等がございます。人件費につきましては、大分伸びておるわけでございますが、令和2年度より会計年度任用職員制度ができて、非常勤職員の待遇改善ということで増加になっております。今まで独自に賃金ということでございましたが、職員の給料表を活用して、そこで位置づけていくというところで待遇改善になってきておるところでございます。また、人件費、扶助費につきましては、今後も若干伸びるような状況じゃないかなというような形でございますが、人件費につきましては、必要な職員に必要な人員というようなことで、今後も努めてまいりたいというところがございます。

公債費につきましては、近年の村の借入額が大きいということで、今後実質公債費が上昇が見込まれるというような中で、今年度も繰上げ償還を実施しまして健全財政を図ってまいりたいということで、予算化をさせていただいておりますところでございます。

また、徴収率の関係でもご意見をいただいております。徴収率につきましては、税につきましては、99.9%というような高い水準でございますし、国保税ですとか下水道料金についても改善がされてきているというようなところがございます。

別荘地内の収入につきましても、滞納額は減少して、徴収率は向上という現状ではございますけれども、引き続き、庁内の連携を進めながら徴収率向上に向けて職員で連携をしてまいりたいというところがございます。別荘地内につきましては、法的措置も含めて現在対応を進めているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、公有財産の関係でございますが、公有財産につきましても、健全な財政管理が推進されるよう尽力をされたいというようなご意見をいただいておりますけれども、公共施設等総合管理計画の見直しに現在着手しておりまして、今後の維持管理経費についても試算をする中で、今後の経費について検討してまいりたいというところで、現在進めておるところでございます。

10月に実施しました事業ヒアリングにおきましても、施設全体の長寿命化、各課にお願いして、効率的な改修等もお願いをしまして、経費の節減に検討しているという状況となっております。

また、防災意識の向上、安心・安全の施策の取組もというようなことでご意見をいただいておりますが、令和3年度につきましては、残念ながらコロナウイルス感染症の関係で防災訓練ができていないわけですが、令和4年度の防災関係訓練の内容を、現在もう既に担当で進めておるところでございます。今後は庁内の連携が、各課の連携を進めて訓練をしていかなければならない状況がありますので、引き続き準備を進めてまいりたいというところでございます。

また、事業執行上の課題、財源確保、効率的な予算執行などにつきましては、事業ヒアリングの協議もしておりますし、令和4年度の予算編成時の予算編成方針も既に各課に配って、課長会を開いて説明をさせていただいておりますので、令和4年度予算についても検討してまいりたいというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 大変丁寧なご説明、ありがとうございました。

大きな問題点もないし、現状においては順調に推移しているというお話をいただきまして安心をしているところでございます。滞納整理につきましては、コロナ禍感染症により遠方への出張、交渉はできないことは理解できますけれども、収納担当者の連携を含めましてより一層努力を求めたいというふうに思っております。

そして最後になりますけれども、令和2年度の決算から見ますと、過去の麻績村の決算から区分節の流用があまりにも多いというふうに今、私は感じたところでございます。電算財務会計システム導入以前から、麻績村の会計事務では節外流用は少なく、どうしても困るときはそういう措置をしたという記憶もあるわけでございます。基本的には補正予算の処理により不足額の処理をし、流用件数を少なく、説明欄の説明内容もなくして、きれいな決算書、そして公金の処理をぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

現在の時代、公金の予算・決算については、納税者が大変厳しい目で見ていうふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいということでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ただいまの議員のほうから、予算流用についてご指摘をいただいたところでございますけれども、予算流用につきましては、地方自治法で第220条第2項によりまして、各款と項の流用はできないという形となっております。各目、節等の流用につきましては、財務規則において流用表により決済後流用できるということとしておりまして、

決済後また会計管理者にその内容を報告するというようなことになっております。

議員おっしゃるとおり、麻績村におきましては同一目内の節と節の間の予算執行上の必要がある場合に限り、必要最小限において流用が行われているというような状況でございます。

議員おっしゃるとおり、ルールによらず安易に予算流用が行われることのないよう、再度ルールの徹底を職員にしていまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

大変これも丁寧な説明をいただいたわけですが、執行者には執行者の責任もあろうかと思えます。議会としても承認という大きな責任があるわけですが、ぜひともその従来やってきたことでございますので、そのような職員も理解をいただいて、なるべく決算書の説明欄に何々へ流用というような言葉のないようお願いをしたいと、こんなふうに思っただけの質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問が終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で令和3年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時18分

令和3年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和3年12月10日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度麻績村一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 2 議案第 1 号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 2 号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3 号 麻績村移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和3年度麻績村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 6 議案第 5 号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 6 号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第 7 号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第8号及び諮問第1号一括上程
- 日程第10 議案第 8 号 令和3年度麻績村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 委員長報告
- 日程第13 発議第 1 号 議会議員の派遣について
- 日程第14 閉会中の所掌事務調査の件について(議会運営委員会)

---

出席議員(8名)

1 番	飯 森 茂 孝 君	2 番	塚 原 利 彦 君
3 番	宮 下 朗 君	4 番	茂 木 泰 男 君
5 番	飯 森 寛 志 君	6 番	宮 川 秀 俊 君
7 番	清 水 清 君	8 番	峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村長	高野忠房君	教育長	飯森力君
村づくり推進課長	塚原敏樹君	総務課長	宮下利秀君
振興課長	森山正一君	住民課長	塚原貴志君
観光課長	青木秀典君	教育次長	塚原優仁君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井太津男	書記	臼井孝夫
--------	-------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名です。定足数に達していますので、令和3年第4回麻績村議会12月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等の説明を願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度麻績村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、議案第1号 麻績村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、議案第2号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

議案第2号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第4、議案第3号 麻績村移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、議案第4号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第5号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第7、議案第6号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、議案第7号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第8号並びに諮問第1号の上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第9、議案第8号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第8号）並びに諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括上程いたします。

提出者の提案理由説明を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、令和3年12月議会定例会に提出いたしました追加議案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第8号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳入については、特別交付税では、原油価格高騰に伴う生活支援給付経費分を補正計上いたしました。

国庫支出金では、子育て世帯への臨時特別給付金給付補助金を補正計上いたしました。

次に、歳出については、企画費では、原油価格高騰対策生活支援筑北地域共通燃料購入商品券事業費を補正計上いたしました。

民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業費を補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行ったものです。

補正額は1,730万円の増額で、歳入歳出総額は30億8,200万円となります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

麻績村麻918番地、吉野仰氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） お諮りします。

ここで暫時休憩し、議案第8号並びに諮問第1号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 2時00分

○議長（峯村賢治君） それでは、会議を再開します。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、議案第8号 麻績村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員賛成と認め、諮問第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第12、委員長報告を議題といたします。

9月定例会において、総務経済委員会に付託し継続審査となっておりました、第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についての審査結果の報告を求めます。

宮下朗総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下 朗君 登壇〕

○総務経済委員長（宮下 朗君） 9月定例会において、総務経済委員会に付託され継続審議となっておりました陳情1件について、審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、意見書採択に至らずといたしました。

この理由につきましては、本陳情については、普天間基地の移転に関わる辺野古新基地への建設中止と基地移転について、国外移転と併せ沖縄県外への移転についても求めております。日本国内への移転も想定される議論は簡単には結論が出ないものであるということが予想されることから、本陳情につきましては意見書の採択に至らずといたしました。

以上、総務経済委員会に付託され継続審議となっていた陳情1件の審査報告といたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、意見書採択に至らずです。

委員長報告のとおり、第3-3号の陳情は意見書の採択をしないことにすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第3-3号の陳情は、意見書の採択をしないことに決定いたしました。

---

### ◎発議第1号の上げ、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第13、発議第1号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

発議第1号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第14、閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査をすることに決定しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日より予定されました議事日程は終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年第4回麻績村定例議会におきましては、提案を申しあげました10案件、慎重にご審議賜り、原案どおりお認めいただきましたこと心より御礼申し上げます。

また、一般質問におきましては、7名の議員から貴重なご提言、そして課題等につきましてただしていただきました。いずれも、これからの村づくりに重要な事項と受け止めさせていただき、今後の具現化を願うものであります。ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいります。

さて、私ごとであります。来年1月15日の任期満了をもって麻績村長の職を退任いたします。在任中に賜りました格別のご厚情に心から感謝申し上げます。平成22年1月の就任以来、3期12年にわたり麻績村発展に向け各種施策の推進に努めてまいりました。若者定住、安心・安全、健康長寿の村づくり、子育て、教育環境の充実、農業後継者育成など、目に見える成果が芽生えておりますのも、多くの皆様のご支援、ご理解のたまものと深く感謝申し上げます。こうした事業の多くが、今後も継続、充実強化され、麻績村のさらなる発展につながってほしいと願うものであります。今日までの村政の重責を負うことができましたのも、皆様方からの温かいご支援とご協力のたまものと深く感謝しております。

今後は一村民として、麻績村の発展に微力を尽くしたいと考えておりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。とともに、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。退任の挨拶といたします。

今年も残すところ僅かとなりました。議員各位をはじめ、村民の皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和3年第4回麻績村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員